

## 第4回西和賀町議会定例会

令和元年12月11日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第4回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番、深澤重勝君、9番、早川久衛君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ち、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から12月13日までの3日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月13日までの3日間に決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。9月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、印刷をもって配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

また、町監査委員より例月出納検査の報告を受理しております。

なお、本定例会までの間に受理した請願・陳情は、請願・陳情第8号 国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情書、請願・陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情の新規2件であります。その取り扱いにつ

いて議会運営委員会に諮り審議をした結果、参考配付とすることにいたしましたので、ご報告いたします。

本日の定例会に出席を求めました細井町長並びに佐藤教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、細井町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、高橋一夫。会計管理者兼税務課長、加藤真喜子。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、深澤千里。健康づくり推進監、廣田里美。農業振興課長・農業委員会事務局長、宇都宮清美。6次産業推進監、菊池輝昌。林業振興課長、根岸由佳。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高鷹仁。上下水道課長、小林英介。病院事務長、高橋光世。女性が住みよいまちづくり推進監、柳沢里美。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、佐藤教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長 次に、町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

細井町長。

町長 おはようございます。今定例会もよろしくお願いを申し上げます。

私のほうから行政報告を4件申し上げたいと

思います。

最初に、西和賀町出身で現在埼玉県に在住しております安井君子氏から、町立西和賀さわかち病院の運営のために使用していただきたいと30万円の寄附の申し出があり、ありがたくこの寄附をいただきましたので、皆様にご報告を申し上げます。

次に、公用車の事故1件に伴う損害賠償に係る専決処分について報告します。本年9月3日、県道1号線川舟地内において、町所有のダンプ車が走行中、ダンプ車のタイヤに挟まっていた石が反対車線に走行していた軽自動車のフロントガラスに当たり破損したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を令和元年10月15日に実施いたしました。事故に伴う町の損害賠償金額は8万71円となり、全額を保険金により支払うものであります。詳細につきましては、議会宛での報告書に記載しておりますので、省かせていただきますが、今後とも車両の運行には十分な注意を払い、事故防止に努めてまいります。

次に、議会の議決を得た請負契約の変更2件について、その額が議会の委任による町の専決処分事項の指定第1項に定める範囲内であったことから、専決処分を行ったので、その内容について報告いたします。

1件目は、平成30年7月5日に議会の議決をいただいた町道鍵沢線道路改良工事(第3工区)についてであります。請負金額を1万5,120円減額し、7,974万6,120円に変更したものです。内容は、予算の範囲内で施工量を調整したことによる変更であります。請負変更契約の専決処分は、令和元年9月24日に行っております。

2件目は、平成30年8月8日に議会の議決をいただいた町道前田線飯豊橋橋梁補修工事についてであります。請負金額に96万300円増額し、1億356万300円に変更したものです。変更の主な内容は、塗装塗替工において、既設の塗膜に

鉛等有害物が含まれていたことから、特別管理産業廃棄物として運搬処理する費用等を追加したことによる変更であります。請負変更契約の専決処分は、令和元年12月3日に行っております。

私から以上行政報告4件であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長 これでは諸報告を終わります。

続いて、日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、あわせてお願いいたします。

登壇の順序は、開会に先立ち抽せんを行い決定しております。その順序に従い質問を許します。

最初に、登壇順1番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 おはようございます。弁天の高橋宏です。今議会一般質問、トップバッターですので、実りある討論を繰り返し、町民のためになればと思いますので、よろしくお願いいたします。

今町政懇談会が行われております。町の課題ということで、当局よりテーマとして設定されたのは、庁舎のあり方、老人医療費助成の取り扱い、温泉施設の取り扱いの3点であります。老人医療費助成の取り扱いについては、検討委員会を開き、答申をいただいたということの説明でした。温泉施設の取り扱いについては、来年度1年間、地域住民、今の委託業者等との話し合いをするということで、内容についてはさておき、討論過程、懇談会のテーマの示し方として一定の理解をしているところでありますけれども、庁舎のあり方については余りにも拙速ではないかという趣旨で質問いたします。

沢内庁舎の町民課のほうからいただいた資料によりますと、沢内庁舎の修繕費、平成26年、合併9年目ですけれども、84万6,000円で庁舎のひさしの修繕がされております。平成29年、合併して12年目、322万9,200円を使いまして、外壁等の修繕工事が行われております。

このときには、さまざま工事が行われているようでしたけれども、庁舎のコンクリート自体が落下し、たまたま通行人はいなく、けが人はなかったようでしたけれども、庁舎の状態はそのような状態でした。

さて、町長は、この沢内庁舎の経年劣化について、いつごろから危険な状態であると認識していたのかお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 経年劣化については、詳細な細部についての報告は受けていませんでしたが、これまでのいろいろな修復の中から劣化が進んでいるという認識ではおりました。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど申しましたように、平成29年の工事は本当にたまたまけが人が出なかったということだけであり、もし通行人がいればけがをしたであろうという事例だと聞いていますし、私自身もこの庁舎を見るときには庁舎のコンクリート自体がぼろぼろ落ちているような状態は見えているのですけれども、それでも今のような答弁ということでもいいのでしょうか。もう一度お願いいたします。

議長 細井町長。

町長 庁舎の劣化については、予測しがたいものがありますし、そのときもそれはあらかじめ確実にそういう危険性があるという判断ではなかったと思います。たまたまそういう事態を重く受けて、それに対して手をかけていかなければならないという認識もありました。

議長 高橋宏君。

8番 ちょっと認識のずれがあるように感じますけれども、沢内庁舎、湯田庁舎ともに耐震診

断というのを以前行っているというふう聞いていますのですけれども、その当時の診断した結果について、どの程度かかる見積もりであったのかについてお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 私のほうから、耐震診断の関係についてお答えいたします。

耐震診断は、平成21年度に両庁舎行っております。沢内庁舎開発総合センターについてですが、これは建築後41年経過した時点での診断結果となります。内容については、コア抜き取りによるコンクリート強度は全ての供試体で設計基準強度より大きい値となっていることから、ほぼ健全な状態と思われる。耐震性能についてはX方向、横方向になりますけれども、においては1階で、Y方向、これは縦方向を示します、においては1階と2階でI s値が0.70を下回り、耐震性に問題があるという結果となっております。

湯田庁舎についてですが、これは建築後30年経過した時点での診断結果であります。同様に内容については、コアの抜き取りによるコンクリート強度は2階の1カ所で設計基準強度を下回っていますが、それ以外は設計基準強度より大きい値となっていることから、ほぼ健全な状態と思われる。耐震性能については、X方向及びY方向において1階と2階でI s値が0.70を下回り、耐震性に問題があるというふうな結果となっております。

議長 高橋宏君。

8番 耐震工事が平成21年で、細井町長は平成21年の11月から町長ですので、そのころということになると思うのですけれども、その当時で1,600万と9,400万で耐震工事ができるという見積もり。先ほど言いましたように、町長に就任されて間もないということもあったかもしれませんが、その後平成23年にも大震災がありました。その当時から、もうそろそろ庁舎の検討はしなければいけないという認識はなかつ

たのでしょうか。

議長 細井町長。

町長 耐震については、それなりの基準がありますので、それをクリアしていないということは必要性があるという認識には立っております。

議長 高橋宏君。

8番 今回の懇談会の中で、町長は分庁舎制のほうがいいのではないかという私見的な話をされていましたが、いづれそのようなお考えになったのか。いづれこのような結果を見てみますと、その当時沢内庁舎、湯田庁舎の耐震補強をしていけば、そのまま分庁舎制で特に課の移動もなく行われることができたと思います。

検討するだけならお金はかかりませんし、委員会をつくって諮問するという方法も考えられたのですけれども、なぜそのような方法はとらなかったのでしょうか。

議長 細井町長。

町長 耐震につきましては、必要性はあるということであります。ただ、耐震性をクリアしていくためには、いろんな施設があるわけですので、私としては住民生活を確保していくための、提供していくための、住民にサービス提供していくための施設を優先していくべきというような判断の中から、その順序をもって検討していかなければならないということで今日に至ったというふうに思っております。

議長 高橋宏君。

8番 重ねてお伺いしますが、そういうことを優先するのはわかるのですが、年月をかけてでも検討委員会を2年、3年、そちらのほうでまず検討をお願いすると、町長は町長のほうで住民生活を優先すると、検討は検討として、やはりこのような状態だから、工事はしていくべきではないかというような考えはなかったのでしょうか。

議長 細井町長。

町長 必要なことですので、検討の余地はあつ

たのかというふうな思いはあります。

議長 高橋宏君。

8番 次の点について質問いたします。

財政が厳しいということの説明があるのですが、けれども、合併した時点で既に特例措置の終了時期はわかっていたはずで。

2017年に地域おこし協力隊の西村海星君という学生が町の予算について分析しております。これちょっと読ませていただきます。「合併した平成17年から地方交付税の縮小が始まる平成27年にかけて、段階的に予算規模も縮小しなければならなかった。しかし、既存事業の見直しはなかなか進まないまま、合併後の町の総合計画に基づく全町光ファイバー網の整備、さわうち病院の刷新、にしわが斎苑の建設が進み、今後も西和賀消防署、学校給食センターの建設が予定されている。そのため、予算規模は縮小どころか増加してきているのである。こうした大型公共事業の際に借入した、また今後することとなる起債の本返済が今後始まることを鑑みても、町の財政状況が急激に厳しくなることに間違いはない。町として新規事業の実施になかなか踏み切れなくなっていくだろう」。

たった1年西和賀町に来た学生がこれだけの分析をしております。担当職員など当局では、このような予想はつかなかったのでしょうか。

議長 細井町長。

町長 財政については、いろいろな見方、視点があるかというふうに思います。また、財政を担当する当事者といたしましては、住民サービスと直結した事業については極力総合計画に基づいて執行したいという、思いを酌みながら、どのように将来構想をやっていくかという思いが挟まりますので、見る方によってはちょっと違いは出てくるということだというふうに思います。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど申しあげました既存事業の見直しはなかなか進まないという指摘がありましたけ

れども、この点についてはどうでしょうか。

議長 細井町長。

町長 既存事業の見直しについても、必要に応じてやはり着手していくということであります。

議長 高橋宏君。

8番 今回の計画の中では、湯田庁舎を改修する方法が一番お金がかからないというふうに表示されております。

町がつくりました公共施設等総合管理計画、これの35ページには、「財源に限りがある中で、修繕等を計画的に行う「予防保全型の維持管理」を基本に、健全な状態を維持しながらライフサイクルコストの縮減に努める」とあります。

このライフサイクルコストとはどういったものなのかと思って、その前の32ページに、「建築物の生涯費用はライフサイクルコストで表されます。建築物の建設時に発生するイニシャルコストとしての建設費用ばかり注目されますが、建設費がライフサイクルコスト全体に占める割合は5分の1程度といわれており、建設後の修繕費や維持管理費等（ランニングコスト）が大きな割合を占めています。建設後の維持管理に係る費用は公共施設を維持し続ける限り、増大することはあっても減少することは難しく、財政に対する負担としてあり続けることを考慮する必要があります」。つまり建物は、建てたときの費用ばかり注目されるが、それは5分の1程度で、ランニングコストが5分の4であるというふうに町の計画の中で示されております。

では、湯田庁舎のランニングコストをどれくらい見積もっているのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 湯田庁舎のランニングコストについてお答えいたします。

平成28年から平成30年までの実績としまして、光熱水費、燃料費、あと設備等の委託料を含めまして、3年間平均で900万円という実績がありますので、これからの部分について、電気料等については新たに見積もりをとって入札を行

って、より安い業者から供給を受けるとか、そういうふうな形もあろうと思いますし、設備等についてもきちんと補修していれば継続的に使っていけるというふうな考え方から、先ほどお話しした平均の900万程度で推移していくものと考えております。

議長 高橋宏君。

8番 町から示されました公共施設個別計画書の湯田庁舎の最後のほうの合計金額、修繕、更新の合計金額を見ていきますと、約10年後、2030年、累計ですけれども、8億2,490万、これも累計になるのですけれども、約20年後、2040年、10億4,827万とあるのですけれども、この金額についてはどうお考えですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

湯田庁舎の長期修繕計画の質問と思いますけれども、これについては令和2年、初年度に耐震改修工事と、これまで修繕すべき部分として、修繕できていなかった部分も含めて令和2年度に5億4,000万円ほど投資する計画になっております。

ですので、先ほど言いましたのは、申しわけございませんが、修繕、更新費用等、そちらのほうは入れておりませんでしたので、今回長期の修繕計画においては、そういうような設備、施設等の更新、修繕を定期的に行っていくことで長寿命化を図るというふうな考え方ですので、ただ先ほど言いました金額については初年度に5億4,800万ほどの投資があるので、その分を引いていただければ、10年後ですと3億弱の経費がかかるというふうなことになる、この表ではそういうふうになっております。

議長 高橋宏君。

8番 私は、住民懇談会へ2カ所ほど行ったのですけれども、合わせて今回の計画で費用がどのくらいかかるかと言ったら3億というふうに聞いたのですけれども。それは、湯田庁舎、沢内庁舎の解体、あとは老人福祉センターの改修、

全部合わせて3億と聞いたのですけれども、今湯田庁舎だけで5億4,000万円という説明は、住民説明ではどこでもやっていなかったと思うのですけれども、この数字は住民には示していないということなのですか。

議長 総務課長。

総務課長 住民説明会でお話した内容については、合計で約3億6,000万というふうにお示しをしております。そちらについては、建物の部分についての改修費用ということになっております。

長期修繕計画のほうには、それ以外にも衛生設備等も入っておりますし、そういうふうな部分も含めてというふうな修繕計画の金額になっております。

議長 高橋宏君。

8番 担当者は、そういうふうに分けてわかるかもしれないのですけれども、普通に一般住民がどのくらいかかるのですかと言ったときには、全体でどのくらいかかるのですかという意味で聞いていると思います。建物だけでした、中の部分は違いますと言われると、後でそれは別の部分でと言われても、住民からは、それは説明しなかったではないかというふうに言われると思うのですけれども、もう一度お伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 その部分について、懇談会での説明と今お話ししている内容と違うという部分については、こちらのほうの説明不足ということで、今後気をつけたいと思います。十分に説明していきたいと考えております。

議長 高橋宏君。

8番 ほかに質問もありますから移りますけれども、説明しなかったとって2億、3億の違い、これは説明しなかったで済むような金額ではないと思います。

それでは、これも住民懇談会で幾つか出てきた質問なので、確認の意味で質問いたします。

老人福祉センターには、何課が入るのでしょうか。概算見積もりをする際に検討されていると思いますので、そのことについてお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 現在の沢内庁舎を解体ということ为前提にして、議場につきましては湯田庁舎のほうに使っていない議場がありますので、それを使うということで議会事務局が移動すると。あと一応今の面積から判断しますと、そのほかに1課ぐらいは湯田庁舎のほうに移動する必要があるのかなと考えています。

議長 高橋宏君。

8番 済みません、シンプルに、何課が入るといふふうに検討がなされていたら、何課とお答えしていただきたいのですけれども。

議長 総務課長。

総務課長 先ほど町長がお話ししたとおり、まだ調整中ですので、何課が入るといふふうにははっきりとお答えできる段階にはないということでご理解いただきたいと思います。

議長 高橋宏君。

8番 懇談会の中で、沢内老人福祉センターに何課が入った場合には、会議室は新たに必要ではないかというようなお話が若畑地区で出ていましたけれども、そのような計画はあるのでしょうか。

議長 細井町長。

町長 会議室の必要性については指摘がありました。それも含めて検討してまいりたいと思います。

議長 高橋宏君。

8番 老人福祉センターを庁舎化するに当たって、目的外使用に当たって補助金返済は発生するのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 補助金返還等の関係については、現在所管省庁のほうに問い合わせをしているところであります。実際に方向性が決まり次第、正式

に手続をとっていくという形で対応してまいりたいと思います。ただ、今の段階では照会をしているというふうな状況にあります。

議長 高橋宏君。

8番 これまた町政懇談会の中で大野地区への新庁舎を建ててはというような提案がありました。町では、平成28年12月と平成29年3月当初予算で町有地活用検討支援業務委託料として合計324万かけて東北工業大学へさわうち病院周辺の町有地活用について依頼していたはずなのですがけれども、いまだに議会に報告されておりません。報告内容と、今までに報告されていなかった理由をお伺いいたします。

議長 副町長。

副町長 ただいまのご質問に、私のほうからお答えいたします。

平成29年3月の予算審査特別委員会において、私のほうで高橋雅一議員からの質問で、その調査はいつごろ議会のほうに報告されるでしょうかというご質問に対して、私が消防署建設の進捗状況等とあわせてタイミングを見て報告というか、状況をお話ししたいというふうに答弁しております。その内容につきましては、後日議会政策研究会または全員協議会の場で内容についてご報告させていただきたいと思っております。

消防署の建設につきましては、西和賀消防署建設に係る協議会から、建設の位置については町立さわうち病院北側町有地とすることが望ましいという、そういった報告書をいただき、この報告書に基づいて病院周辺の土地利用について、全体で8万5,000平米の面積のうち、さわうち病院が約2万4,000平米ありますので、そのほかの土地の利用についてのゾーニングとか配置計画をどうしたらいいのかという基本構想検討案という形で東北工業大学にお願いして作成していただいたものでありますけれども、今の消防署の進捗状況等とあわせてタイミングを見て報告させていただきたいというお話をさせ

ていただいておりますので、後日このタイミングを見ながら、議会事務局と相談してご報告させていただきたいというふうに思っております。

議長 高橋宏君。

8番 平成29年3月当初予算で、もう決算もされていますので、報告はされているはずですが、なぜできないのか。今さわうち病院付近に総合給食センターの建設が予定されておりまして、議会の説明が二転三転しております。あの周辺のランドデザインはないのかと何度か同僚議員も含めてお聞きした際、町長はその都度最適な場所を設定するという考え方もあるとの趣旨の答弁をされましたけれども、ではなぜ病院周辺の町有地活用について調査委託をしたのか。そして、なぜその結果を提出しようとしなかったのかを伺います。

議長 細井町長。

町長 あの土地の持っている可能性について、我々が今後検討する場合のたたき台にしようということで、大まかな調査を委託したものでありまして、具体的にそれでもって事業計画を立てるとかということではございませんので、出てきたからといって、すぐそれを議会に報告しなければならないレベルのものだという認識はございませんでした。

議長 高橋宏君。

8番 グランドデザインはないのかという際に示さないというのは、あるけれどもというならわかるのですが、ランドデザインを示してくださいというような質問は今まで何度かあったと思うのですが、こういう報告があった中で、では一緒に議論していきましょうという話にはならないのですか。

議長 細井町長。

町長 グランドデザインを考えるとというのも一つかもしれませんが、将来どのように変わっていくかわからないものを場所の中で特定していくというのは、リスクも伴うということが考えられると思います。

議長 高橋宏君。

8番 何か霞が関の官僚と話をしているようで、なかなか議論が進まないのですけれども、町のほうで財政が厳しいと、ですから議員は住民の代表だと思っていますので、町当局と一緒に議論を交わしながら、いい方向を見出していこうという姿勢で挑んでいるつもりなのですけれども、一方で情報を小出しにするというか、そういうふうにはされませんかと思っております。

私自身、今までの議論をまとめて、庁舎のあり方についてなぜ反対なのかをまとめます。

1、沢内庁舎の劣化が進んでいる状況は、数年前から認識されていたことであり、耐震補強をするか解体するか議論もなしに、劣化調査の結果のみで解体と結論づける今回の調査は余りにも拙速で、住民不在の案と言わざるを得ない。

2、財政が厳しいために新庁舎を建てるのが難しいとのことだが、湯田庁舎も築後41年を迎えていることから、耐震補強し、躯体が丈夫になっても、これからランニングコストが増大することが予想され、将来の西和賀町へ財政負担を強いることになる。結果、この計画を進めれば、将来新庁舎を建てることができなくなると思われる。新庁舎か分庁舎かの議論ができなままに分庁舎制でいくしかないことを選択させることになる計画であり、これもまた住民不在の案と言わざるを得ない。

3、老人福祉センターは改修しても入れる課は限定的であり、具体的案は示されていない。会議室も十分に確保されていない案であり、社会福祉協議会も湯田地区に行く可能性が高い。町の機能を旧湯田町に集中させることになり、特に沢内地区住民からはとても受け入れることのできない提案である。町の一体感を喪失し、大きな遺恨を残すことになると思います。

この私の結論に対して、町長の見解をお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 機能を湯田庁舎及び周辺に集中しようとする考えではございません。今使えるものを使って、今までの行政サービスを維持したいという考え方でございます。残念ながら今の沢内庁舎は危険だということでもありますので、できるだけ老人福祉センターを使って住民サービスが困らないような担保をしたいということで、ぎりぎり無理なものについては移動せざるを得ないということの選択、これはやっぱり今まで提供してきた住民サービスをそのまま継続する分庁舎方式ということで、できるだけ地域に配慮していかなければならないという考え方の視点に立ったものでございます。

議長 高橋宏君。

8番 それでは、町民懇談会で示されたように、令和2年度から老人福祉センターを改修し、3年度には湯田庁舎の改修、4年度には沢内庁舎の解体、このスケジュールを変えていくつもりはないということなのでしょうか。

議長 細井町長。

町長 一応計画として、考え方として示したということでございます。これから皆さんのいろいろな意見があると思いますけれども、基本的な計画はそのようにやりたいということでしたので、議論には応じながら、そういう方向性を探っていきたいなというふうに思っています。

議長 高橋宏君。

8番 議論に応じるということですが、計画を見るともう令和2年度からスタートするということでしたので、もうなし崩し的にこの計画が進められていくのではないかなというように危機を感じております。

私から新庁舎に対する提案をしたいと思っておりますので、お聞きいただきたいと思うのですけれども、1、新庁舎は町の中心部、大野地区が最適である。現在西和賀さわうち病院があり、来年度完成予定の消防署もあります。さらに、JA花巻西和賀の支所も大野1カ所になることか



ら、役場も移転すればコンパクトシティー化ができ、住民の利便性が増すことになる。

2、近年多発する大規模災害に見舞われた場合、消防署と役場が同じ場所にあることから、住民避難、救援物資の搬入など災害対応を迅速にできる。

3、建設資金捻出に当たっては、保健センター建設基金条例の変更などを充て、新庁舎内に保健センターの機能を持たせる。

4、公共施設等適正管理推進事業債を活用するというのは、「地方議会人」という本の中の12ページにあったのですが、総務省のほうで平成29年から総合計画の策定を完了した地方公共団体、西和賀町は平成28年12月にこれを完了しております。同計画及び個別施設計画等、これも6施設ですけれども、平成元年に西和賀町は計画を終わっております。この終わった施設について、集約化、複合化、長寿命化、除去、取り壊しだと思いますけれども、などの取り組みを支援するため、公共施設適正管理推進事業債を創設するとあります。これ7つあるようですけれども、その中の4つ目に立地適正化事業、対象事業はコンパクトシティーの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業、充当率90%、交付税措置率30%、財政力に応じて30から50%と、7のほうで除去事業ということで、解体だと思っておりますけれども、充当率90%、これは言うまでもなく当局はわかっていることだと思いますけれども、この資金を充てるということです。

5、町内の木材を利用し、町内の工務店に依頼し建設する。これにより建設費を抑えることができ、庁内経済の活性化につながる。

6、建物は2階建て程度にし、長屋風に建物を並べ、通路はつなぎ、住民はそこを通ることにする。なるべく通路を上らない工夫をする。

7、エネルギーは、西和賀病院と同じくチップボイラーとし、森林組合に業務委託とする。

8、ことしは、スウェーデン出身のグレッタ・

トゥーンベリさんの国連本部でのスピーチがきっかけとなり、地球温暖化の問題が大きく取り上げられるようになりました。チップボイラーを活用し暖めること、また冷やすことなど実証できる可能性があります。また、大型コンピューターを雪で冷やす施設の建設などをあわせて行えば、西和賀町は環境に配慮し、地球温暖化対策に取り組む町としてアピールできます。

以上が私の提案ですけれども、町長の所見を伺いたいと思います。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんから新庁舎に対する提案というものがございまして、大変ありがたいと思いますので、お礼を申し上げたいというふうに思います。

ただいまの発言の内容を伺いました。エネルギーの活用等については、西和賀の持つ可能性、地球環境に貢献する、そういう力もありますので、賛同すべきものがあるかなというふうに思いました。

ただ、役場庁舎をどうするかということについて大きくかじを切っておりますけれども、このことがこの西和賀町にとっていいことかどうかということは、大いにこれは議論しなければならないし、相当な問題であるかなというふうに思います。

そういう意味において、私は今まで継続してきた分庁舎方式を継続し、当面の行政サービスを確保するという形の中で、今後建設する場合には可能かどうか、それを議論しながら準備を進める、そういう段取りが必要かなと思っております。

具体的に役場庁舎を新築するという場合は、二十数億円と予想されておる、金額が必要となってきますので、それについては必ず基金の積み立てが必要になってきます。大体半分ぐらいは必要だということになりますので、そういう目標を持って準備を進めるべきだというふうに思っているところでございます。

今回、今の提案によりますと町の中心地である大野地区がふさわしいということでございましたけれども、この西和賀では川尻及び太田という地区がそれぞれの中心地と思って経済を担ってきて、まちづくりの中心となってきました。それを壊すという形になるわけですから、それがメリットなのか、デメリットになるかというのは、この西和賀の将来にとって非常に大きな核心部分だというふうに思います。

したがって、今回は分庁舎方式、今までのやり方で着手しながら将来のあり方を考える、そのための準備を進めていくと、そういう計画が必要なというふうに思っているところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 基金については、私提案申し上げましたので、そういうような方法があるのではというのと、建設費は必ずしも20億という試算をやらなくてもできる方法は幾らでもあると思いますし、ここは過疎も、消滅するかもしれない町の全国のトップランナーです。ほかの町村と同じような庁舎を建てる必要は何もなく、ここはここなりのやり方をやっていけば生き残れることであり、そういう発想をいただきたいと思えますし、ですからこそ時間をかけていただきたいと思ひ、4月からの計画をまた白紙にしたいと思ひの質問です。

あと、庁舎のある地域という話しされましたけれども、私は庁舎があるなしを地域振興とは離して考えるべきだと思います。というのは、そもそも庁舎のない地域はどうやって繁栄していけばいいのか。今回の計画で、私は貝沢地区などは非常に大きな住民負担を強いると思ひます。

懇談会の中でも話が出たのですけれども、貝沢から庁舎までの距離は30キロ以上あります。例えば庁舎付近の方々、今でも銀河ホールでほとんどのイベントが行われております。30キロ以上かけて庁舎、銀河ホール付近に行く貝沢の

方々、もし湯田庁舎、銀河ホール周辺の方々、あの距離を北上に行けとなると、さくらホールに来てください、北上市役所に来てくださいと同じようなことを貝沢地区の方に言っているという、そういう認識を持たれているのか。庁舎のある地域だけ発展すればいいという、川尻地区と太田地区を発展させるのとは別に地域振興を考えるべきであって、庁舎の問題は町全体の話をしているのであって、一地域の話ではないということで提案を申し上げているのですけれども。

議長 副町長。

副町長 私のほうから1つ、議論の中でちょっと抜けているかなというふうに思われる部分についてだけ、私のほうからちょっとお話しさせていただきたいのですけれども、町政懇談会でも来年度から実施させていただきたいというスケジュールを示してご意見いただいたわけなのですけれども、それは一方では、この沢内庁舎が危険でもたないという調査結果が出ているのを、先ほどご指摘もありましたけれども、コンクリートが落ちたり、そういう部分の危険な建物を長い間放置できないということで、いつ地震があるかもわからない状況の中で速やかに対応していかなければだめだという、そういった考え方のもとにスケジュールを提案したというのも、まずは防災の面で危険な建築物の中で職員あるいは住民の方々に来ていただくのは、速やかに危険を除去しなければいけないという、そういった考え方も1つありますよということをご理解いただきたいと思ひます。

それから、今貝沢地区での町政懇談会のお話ありましたが、さまざまなご意見があると思うのですけれども、貝沢の住民の方はやはり分庁舎方式で、この西和賀町というのは全国の町村の中でも面積が大きい町でして、端から端まで50キロぐらいある、そういった面積の広い町で1カ所に集中させるのはいかがなものかなというご意見も実際貝沢地区ではありましたが、今

の2カ所で役場機能が十分かというのは、それはまたそうではないのではないかという議論もあると思います。そういった中で先ほど町長もお話ししたとおり、今の財政状況の中で当面の間対応していくにはこの案が一番よろしいのではないかなということによって提案申し上げたもので、庁舎を建てないということではなくて、やっぱりそれは1つの庁舎を建てることに関しての議論は引き続き皆さんでいろいろ議論していかなければならない問題だと思いますが、当面今の財政、交付税が6億も減るといような状況の中では、この案が一番いいのではないかとということで皆さんに提案してご意見をいただいているという、そういった状況であるということをもまずは理解していただきたいなというふうに思います。

議長 高橋宏君。

8番 議論の繰り返しになるのですけれども、ここの危険な状態は私でもわかります。調査結果という話しされたのですけれども、その議論をなしにこの計画を進めるのは余りにも討論なしで当局側の思いどおりに進めているのではないかと。それを最初に申し上げたので、ですから最初にこれだけ危険な状況ですよ、もうコンクリートが剥がれ落ちるといような状況ですと。それを数年前から放置していて、危険なのです、ですからもうすぐにやらなければいけませんと。きのうきょうできたことではなくて、これはもう数年前から修繕費が出ています。担当者も大規模修繕をしたいけれども、町の方針が決まらないから、だから大規模修繕ができなかったと。ある意味、町がそこを怠っているのに、今度はことしからもうすぐ進めなければいけない。だから、住民不在ではないのかという話を先ほどから申し上げているのですけれども。

議長 副町長。

副町長 議会からも資料を求められまして、議員の方々にも配付しておるのですけれども、庁舎のあり方についての今までの検討状況というこ

とで、今のやりとりの中でも出ましたけれども、平成25年に国のほうでそういうインフラの長寿命化基本計画の策定をしまして、それを各自治体にもそういった公共施設の総合管理計画を策定してくださいという通知がありまして、それに基づいて西和賀町でも平成28年度に公共施設の総合管理計画を策定して、これは議員の皆様にも配付している資料ですけれども、その計画に基づいて、平成29年度から庁舎のあり方プロジェクトチームというのを庁内に設置して、関係職員で庁舎の現状とか、それから個別施設設計画の策定に向けた検討を行って、平成30年度には湯田庁舎、沢内庁舎の劣化調査、個別調査計画を策定してきているという状況です。こういったこれまでの取り組みを踏まえて、令和元年度、今年度ですけれども、庁舎のあり方検討会というのを庁内で3回ほど検討した中で、今回町政懇談会の開催に当たって、町としての考え方とか、方針を示したということです。

町長も議会で議員さんから質問のあった際に、年内にはそういう方針を出しますということをして議会の中でもはっきりお話ししていただきましたので、そういった流れの中で今回町としてはこういうふうな対応をしていきたいということを示したということです、ご理解いただければなというふうに思います。

議長 高橋宏君。

8番 今申し上げた公共施設等管理計画というのは、先ほど紹介した本の中にもあるのですけれども、笹子トンネルの崩落事故を契機に、国が公共事業を点検しなさいと、そういうことで平成28年度まで策定するという要請が来てやっていることだと思います。

私が言っているのは、この庁舎の話です。この庁舎が壊れている状況は、国から指導されなくてもわかっているでしょうということなのです。そのときに検討だけでもして、だから分庁舎か新庁舎か、そういう検討した中で今回の案が出たというのならわかるのですけれども、そ

の検討が、わかっているはずの検討がなされていないで、なぜこういう結果が出てくるのか、そこを申し上げているので、なかなか議論がかみ合わないような気がするのですけれども。

先ほど言ったように、この計画は総務省からの指示でやっていることだと思います。そういうことではなくて、この町の現状を見てほしいということです。本当に繰り返しになるのですけれども、霞が関の職員としゃべっているのではないですから、ここの職員がここのことをどうしようという話をしているのですから、そういう観点で答弁していただきたいと思いますけれども。

議長 副町長。

副町長 繰り返しになりますけれども、突然に今案を思いつきみたいな形で提案したということではございません。先ほど申し上げましたように、庁内でも国の通知を踏まえて、庁舎だけではありませんので、橋とか道路の点検はもちろん実施しております。そういった中の一つとして、合併後10年間は分庁舎で対応していくと、10年を過ぎてその方針について再度皆さんにお示ししなければだめだという、そういった流れの中で、今合併後15年目になるのですけれども、10年過ぎた13年目になったのですけれども、庁内でもそういったさまざま検討を進めてきて、今回そういった案を提示したということですので、それはご理解いただければなというふうに思います。

議長 高橋宏君。

8番 それはわかるのですけれども、計画がもう来年の春から進むから、本当に検討する時間がないのではないかということを言っているのであって、それで検討し直してほしいと。そう言うと、いや、この危険な状態を放置できないと。危険な状態は、さっきの資料を見てわかるとおりにいうか、私が素人でも見てわかります。その検討はしない、でも4月からはやらなければいけない。どうもその議論が何度言っても

かみ合わないのはどうしてなのでしょう。町長の見解があれば。

議長 細井町長。

町長 建物の危険にもさまざまあると思います。やはりいろんな補修で対応できるということは補修でやっていきますし、それでもってきたというふうに思います。今回長寿命化が根本的に難しいという判断が出てきたので、それに答えを出していかなければならないという責任を感じております。

議長 高橋宏君。

8番 確かに財政が厳しくなる、それは先ほどから言いますようにわかっていたことだと思いますし、こういうふうに財政が厳しくなった今だからこそ、本当に西和賀町はこれからどういくのだろうという岐路に立たされていると思いますし、この合併は一体何だったのかということの検証の時期に入ってきていると思います。

これから財政が厳しくなる中で、本当の意味で西和賀町が住民とともに歩んでいこうと、そういう中でこの議論をしているつもりなのですが、何度も繰り返しますけれども、もう一度この議論を撤回して、住民と検討する時間を設けていただくというお考えはないのでしょうか。

議長 細井町長。

町長 建物の着手については、やはり一定の時間の限界の中で議論を進めなければいけないというふうに思っております。危険な建物の中で業務を執行するということは、やはりそれはいつまでも許されるものではないと。ただ、住民サービスについてどういうふうになればいいかというのは、常に議論していくべきことというふうに考えています。

議長 高橋宏君。

8番 なかなか思いが伝わらないのですけれども、危険な状態であるから進めると、でも新庁舎についてはこれからも検討すると言いますが、この財政状況の中でこの計画を進めて、

先ほどの試算の20億という庁舎が将来西和賀町で本当に持てると町長はお考えですか。

議長 細井町長。

町長 いろいろな今までのサービスについての見直しを提案していきます。これからもいろいろ出てくるというふうに思います。その中でこの町がやっていける財政の運用の中で、改めて体制を築き上げていき、必要な基金を積んで将来の投資に備えていくべきだというふうに思います。その一つに庁舎があるので、その準備ですか、基金を積み立てながら、どういうふうになればいいかというのは議論をしていくべきだなというふうに思います。

それから、庁舎の建て方もいろいろあるわけですし、先ほど提案がありましたように、町内から木材を切り出してという手法については、病院の建設のときもそれに着手したわけであり、それはいろいろな産業が関連して活気づきますので、有用な手段であると思います。

ただ、予算的にどれぐらい大きく縮小できるかといえば、前回はそんなに大きくは変わらないということでした。ただ、町内の産業の活用になるということはあるかなというふうに思いますので、いろいろな手法は探りながら進むべきだというふうに思います。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど言いましたように、私は町民の代表だと思っておりますので、このことについて町民の意見を何らかの形で集約して、ぜひ町としては住民懇談会で示したスケジュールをもう一度考え直し、検討していただきたいというような運動といいますか、そういうものを起こしながら町当局と対峙していかねばと思っております。

それでは、もう一つ通告のことがありますので、そちらに移りたいと思いますので、よろしく願いいたします。豪雪の町、西和賀町にとって、道路除雪は住民サービスの最先端であります。その除雪体制において、財政難と人手不

足から、今までどおりの除雪が難しくなっております。担当職員でもかなり努力されていると思いますけれども、現時点での課内の努力といいますか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 建設課長。

建設課長 では、私のほうから回答させていただきます。

ここ数年除雪作業員の高齢化や人口減少などの影響から、応募者が減少しているということは事実でございます。町では限られた作業員で効率のよい班体制の構築やら、あとは除雪機械の更新などによって作業の効率化を図るなどしながら対応していることをまずご理解願いたいというふうに思います。

また、今年度からは除雪路線の一部見直しを行いまして、5路線で7.2キロ分を除雪路線から除いております。除雪路線の縮小につきましては、当然ながら地域の住民の方々のご理解とご協力がなければ実現しないことでありまして、今後も地域住民の方々のご理解を得ながら、冬期間の通行頻度の少ない路線については見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 現在の状態で財政がないということで、一番問題だと思うのは肝心の作業員さんが財政縮小でやれないけれども、結局は現場住民とのトラブルとまで言いませんけれども、苦情を受けるのが作業員さんであって、その信頼関係が今のままでは損なわれていくのではないかなという思いがしております。

旧湯田町では、部落ごと、冬期間の間除雪するところまで出てきたという経緯があると思います。同じようなこととまで言いませんけれども、路線見直しの中で冬場だけどちらかに移動できる手段があればというようなことがあると思うのですけれども、そのようなことはとても

建設課がやれる範囲を超えていると思いますので、それで専門の職員を配意して、年間計画の中で路線見直しについて住民の理解を得るといような努力をしなければいけないというふうに思っております。本当に除雪がなければ、この町からますます人口減少が進むと思いますし、あと婦人部との話し合いの中で冬場のシェアハウスのようなものをというような話がありました。現在のところ希望がなかったようですよという話をしたら、今の話ではなくて、私たちが年をとる5年後、10年後の話なのでという話をされて、もっともだなと思いましたが、そういうことの検討も必要かと、それも建設課の仕事ではないのではないかと思います。

あと若者、見渡した中でなかなかおりません。この地域から花巻、盛岡に通う方は、冬場は朝早く起きて自分のうちの除雪をして通っていると思います。全職員を対象にし、全員ではありませんけれども、何人かは除雪作業に出動すべきだと思いますけれども、今のようなことを含めた町としての対応をお伺いいたします。

議長 建設課長。

建設課長 最初の質問で、ひとり暮らし老人とか小さな集落ごと、冬期間のシェアハウスなどで生活させたらどうかというご質問についてでございますけれども、これはまず今後の課題として捉えておりますけれども、生活様式の多様化だとかプライバシーの問題を含めて、それぞれのライフスタイルも相違してきております。3カ月から4カ月間ともに生活をするということについて、住民のニーズ等をしっかりと把握しまして対応していかなければならないという課題だと考えてございます。

それから、除雪作業員の減少についての対応につきましても、その対策の一つとして、現在除雪路線の一部を民間委託するなどの協議をにしわが建設会と行っております。これが実現すれば、作業員減少の課題解決に向けて一歩でも前進できるのではないかなというふうにも考え

てございます。

それから、役場職員が除雪作業に当たってはどうかということのご意見でございますけれども、除雪は各基地ごとにその路線を熟知するとともに、運転には相当の経験が必要だと考えております。役場職員が兼務で除雪作業に当たることについては、安全性の面からも難しいものというふうに考えてございます。

ただし、職員による車両の誘導だとか助手など除雪の補助的な業務については対応が可能であるというふうには考えてございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 除雪は、西和賀町にとって住民サービスの第一番だと思ひまして、さまざまな検討が必要ではないかという思いですけれども、やはり専門職員を置くということに対して、町長はどのようなお考えを持っているのでしょうか。

議長 細井町長。

町長 役場職員にはそれぞれの使命がございますので、ただ西和賀においては非常に重要な部分ですから、ただ除雪に関しては非常に専門的なノウハウなり技術が必要ということになりますので、役場職員がみんな出動とかはなかなか難しいし、またその部分だけを特別に確保するというのも難しい中から、やっぱり民間とのいろんな協調の中で除雪も執行できないかということも含めて協議していきたいなと思います。

議長 高橋宏君。

8番 私の質問はこれで一応終わりたいと思います。町にとってよりよい方向へという思いでの質問でしたし、庁舎問題については引き続き当局といろいろと議論していきたいなと思います。

きょうは、ありがとうございました。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

ここで11時20分まで休憩をいたします。

午前11時11分 休憩

午前11時21分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順2番、高橋輝彦君の質問を許します。

高橋輝彦君。

6番 皆さん、こんにちは。川尻大杓の高橋輝彦でございます。町では今月、先ほども一般質問にもございましたとおり、合併協議項目の再検討ということで、いろいろ町政懇談会が行われております。

私も1カ所ではありますが、参加させていただいております。印象としましては、やはり庁舎の見直しについて申し上げれば、設計から着工までスケジュールがちょっとやっぱり過密ではないのかなと。せめて行政がこのための検討チームをつくってやってこられたと思うのですが、私たちにも同じぐらいの時間が欲しいとは言わないのですけれども、ある程度議会でも十分議論が必要と思いますので、その分の時間を頂戴できればなど。町民もやはり同じだと思います。スケジュールを少し考えていただければなどという思いでございます。この場でそのことについてお聞きすることはできませんけれども、ぜひそういう時間をとっていただいて、意見交換をする場などを設けていただければという思いでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の私の一般質問は、町の防災体制についてと町の高齢者福祉施設についての2点でございます。質問に入らせていただきます。

まずは、町の防災体制についてであります。近年は、全国至るところで地震、災害、台風による大雨、土砂災害などの自然災害が頻繁に発生しております。特に台風で被害に遭われた関係者の方々に対しましては、お見舞いを申し上げたいと思ひます。いつ何どき我が身に降りかかるかもしれない状況ではないのかなと思ひてございます。

先日10月20日でございます。川尻一区、二

区において、町の担当課や消防署の指導のもと、防災訓練が実施されております。川尻地区では、今まで実際に避難所への避難訓練はなかなか実施されていなかったのかなと思ひておりますが、地区によってはレベルの高い、よりリアルな避難訓練を行っているところもござひます。まだまだレベルの低い地区の自主防災訓練のレベルを一律に上げる必要があるのだらうと思ひております。

先日12月3日、まちなか交流館において、避難所運営ゲーム、HUGの研修が行われました。これは、生涯学習課の企画で議会、婦人連絡会、公民館長を対象に開催されております。総務課の企画でないことに少し驚いたわけですが、横の連携ができたのであればすばらしいことだなと思ひながらも私も参加させていただきました。

HUGの講習は、私は2回目でございます。このような講習会の後に実際の避難訓練を行うことができれば、非常に効果があるのではないかなと思ひたところでございます。

このような形で災害を想定した具体的な計画を考えておられるのかどうか、まずお聞きします。

議長 細井町長。

町長 ただいま防災についての質問ですが、これについては担当課長のほうから答弁を申し上げます。

議長 総務課長。

総務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

災害を想定した自主防災組織の活動についてですが、今年度各地区では防災訓練が行われております。公民館等での火災訓練や防災講話も含め、現時点で16地区で行われております。毎年訓練を実施している地区もありますので、地区における訓練の取り組み内容や熟練度はさまざまですが、全ての自主防災組織において防災訓練が行われ、防災意識の醸成が図られるよう訓練内容の提案や支援を行っていきたく思ひております。

災害が大きければ大きいほど、公的な救助や支援が行き届かなくなることが想定されます。災害発生初期の段階から公的な支援が開始されるまでの間、自主防災組織において自主的に応急対策行動がとれるような組織体制の整備、そして実際に災害が発生した場合に適切に行動できるよう、自主防災組織の充実、強化に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今年度、火災訓練などを16地区で行われているということで、全ての地区でそういう防災訓練が行われるようにしていきたいのだということだったと思います。

ちなみに、今回のHUGの講習会については、総務課との横の連携とかはあったのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 先ほど議員さんからお話ありました今回の講習会について、直接総務課のほうに共催というふうな形のお話はありませんでした。

ただ、庁内のパソコンで、そういうふうなのが開催されるという通知はありましたので、総務課の防災担当は出席しております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 今回の生涯学習課の企画でも十分満足のできる講習会だなというふうに思っていますが、もっと横の連携がとれていれば、もしかすればもっともっと充実した内容になることも予想できます。参加者もより満足できるものとなるのだろうと、そして次につながることを思うと思っています。そうすると、生涯学習課も総務課もお互いのそういう目的が達成しやすくなるのではないかなというふうに思っております。さらなる今後の取り組みをご期待申し上げます。

ここにおられる方では、今回のHUGの研修の主催者でもあります教育長さんが一生懸命作業に加わっていただいております。ご感想などをお聞きしたいと思うのでありますが、一番

だと申しわけございませんので、まず私の感想のほうから申し上げたいと思います。

冒頭に講師の先生から言われた言葉が、避難所の運営というものは行政ではできないのだと、だから地域で運営しなければならないのだというお話がありました。HUGは、机上で行うカードゲームでありながら、とてもリアルさを感じるゲームで、200枚のカードに避難者の要望が書かれております。それを読み手の方が読み上げ、私たち扮する避難所運営役員がカードの置く場所などを整理していくわけですが、とても追いつくものではありませんでした。相手がカードだから文句が来ないのですが、実際の災害時であれば、恐らくパニック状態になることだろうという予測ができました。ほかの参加者からも、自分の地域を想定したやり方もできるのではないかなど意見が出されておまして、この訓練の必要性、重要性というのをうかがわせておりました。

また、複数の女性避難所運営リーダーの必要性、重要性も知らされました。HUGはぜひ各自治会でも行い、避難所運営のイメージを育んでおくことはとても大切なことであるなという思いがいたしました。

次に、かなり手際よくこのカードの指示をさばいておられました教育長の感想などをお聞きしたいと思います。

その上で総務課長さんの見解をお伺いできればなと思いますので、よろしく願いいたします。よろしいですか。

議長 佐藤教育長。

教育長 まず、町民教養講座にご参加いただきまして、ありがとうございます。昨年度から町の課題を考えようと、問題提示をしようということで、この町民教養講座を行ってきております。

そして、私自身、東日本大震災直後、釜石の小学校で避難所の対応支援を実際にやってきたものです。津波のみならず、災害はどこで何が起こるのかわからないと。沿岸だけではなく、



どこでもそういった対応準備はしなければいけないという認識のもとで考えを持っているところでございます。

また、今回の町民教養講座については、男女共同参画の視点もというふうに考えて講師もお招きしております。避難所の中で着がえる場所さえままならない女性、そして炊き出しに追われる女性、それでいいのかという部分をみんなで考えなければいけないというところも含めて、避難所運営をみんなで考えようということでの講座設定でした。

そして、総務、防災担当のほうと共催という形ではないですけれども、こういうことをやりますので出席してくださいということで、一緒出席していただきながら問題を共有してこれからやっていきましょうというスタンスではありません。

今の議員さんのお話のとおり、とてもその場でその場で急に言われてもという、頭の中が真っ白になってしまうぐらい、ゲームでさえ緊迫したような避難所運営を疑似体験させていただきました。

最後の感想の中で、皆さんも事前に準備をしていかなければいけないよねと、実際に避難する場所は決まっているわけだから、そこに集まる人たちが、ここに、ここに、ここにともう事前に決めておいたほうがいいよね、物資が届いたらここにしまっておくと決めておいたほうがいいよねというような話もありました。ということ、事前に準備をしていく、相談していく、そのために今HUGゲームという話ですけれども、そういった疑似体験を各地区でやられるのはとても大事なことではないのかなというふうに思います。

各地区で実際に避難所を考えていきたいというところがありましたら、当然生涯学習課のほうでそのゲームの運営のほうはお手伝いできますので、そして防災担当と一緒に考えながら各地区訪問しながら取り組んでいきたいと思っ

てもおりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 課長さんにご感想をお聞きするところなのですけれども、実際に教育長さんは釜石でその作業を行ったことがあるということで、やはりすごくさばきが的確で、うまかったなと思っております。

さらに、各地区でHUGの普及が望まれるのであれば、生涯学習課のほうで対応しますよなんていうありがたいお話がありました。そういう部分を聞かれて、総務課長さんの感想をお聞きしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 総務課としての意見ということですが、私も業務の関係で参加できなくて、担当者が出席したものを拝見させていただいた程度で、ちょっと全部は理解しておりませんが、まず避難所については町あるいは自主防災組織、そして実際に避難している方々含め全員で避難所の環境なり、運営についてもすけれども、協力しながらやっていくというのが当然であると考えております。

今回行われた事業を私のほうでも再度詳細について確認させていただきたいと思っておりますし、あと教育長さんのほうからは総務課と生涯学習課で両課がタイアップした形で今回の講習について避難所とか各地区で一緒にやれないかというふうな提案もいただいておりますので、その辺については生涯学習課と協議しながら、そういうふうな講習会をやりたいように進めていきたいなというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 HUGは本当に今言われておりますとおり、とてもよい効果を生むものと思われれます。ぜひ検討していただいて、各区で取り組まれるように普及を進めていただきたいなと思います。

次に行きます。今回の川尻地区の訓練におきまして、川尻地区のハザードマップが改めて示されました。避難場所、避難所として指定されているのは7カ所ございました。そのうち地震災害には6カ所では対応できるのですが、大雨、土砂災害には2カ所しか対応できない状態であります。

町内各戸に配布されているハザードマップを見ても、川尻地区以外の地域でもやはりこのように対応できない避難所はあります。やはり危険な地域と避難場所の表示はあるものの、実際の地震、大雨、土砂災害時、住民は一体どこに避難すればよいのか、間違った場所に避難する可能性が十分考えられます。危険であります。やはり示す必要があるのだらうと思っております。

ハザードマップの中で危険から回避する方法もケース・バイ・ケースで示してもらえれば、さらに便利なものになるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

町が作成しました西和賀町防災ハザードマップは、平成26年に作成したもので、5年が経過しております。昨年度和賀川が水位周知河川に指定され、今後5年以内をめどに岩手県が浸水想定区域を指定する予定となっていることから、その指定区域を踏まえた内容で防災ハザードマップの修正等を行っていきたいと考えております。

避難所については、町の防災出前講座で説明させていただいておりますが、指定緊急避難場所、指定避難所によっては、大雨の場合や洪水、地震といった災害種別により避難先として適切でない施設もあります。まずは、災害の種別に応じた適切な避難場所等の検討、整理を行っていく必要があると考えておりますし、その情報を住民に周知していく必要があると考えております。

住民への周知については、町で行っている防災出前講座等で周知を図っていきたいと考えております。

また、災害発生時における避難準備、避難指示等については、告知端末放送を使用し周知するとともに、必要に応じ広報車での広報を行うなど周知の徹底を図っていきたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 ハザードマップ、今後5年以内に修正をかけるということでございます。先ほど申し上げたような部分、住民が迷わないで避難できるというハザードマップの作成をお願いしたいと。どんどん改良を重ねて、よりよいグレードアップするハザードマップをつくっていただければなと思います。

次に行きます。発電機が備えつけられておらず、停電時に告知端末が使えない避難所は消防団無線のように情報がやりとりできる防災無線の配備が必要と考えます。被災時、情報が伝わらないことほど不安なことではないのではないかなと思います。優先順位はトップクラスなのだろうと思いますが、どのように考えられておりますか。

議長 総務課長。

総務課長 町では平成26年度に防災備品として行政区に各1台ずつ発電機と投光器を配備し、自主防災組織等の地域組織において災害発生時の停電対応等ができるよう対策を講じております。

町の地域防災計画で定める指定緊急避難場所、指定避難所は合わせて61施設あり、そのうち30施設に発電機、投光器が配備されていますので、残りの31施設については発電機等が配備されていないこととなります。今後避難所の指定見直しを進める中で、避難所として必要となる備品等の配備について取り組んでいきたいと考えております。

また、停電等により災害情報等の伝達が難しい避難所については、町消防団との連携を図り、

消防車両を避難所に配置し、消防無線を活用して情報伝達が図られるよう、情報伝達体制の構築に取り組んでいきたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 済みません、確認であります、今現在31地区に発電機が備えつけられていないというところにも順次備えつけていくということですか。しかも、防災無線のほうも準備していくということでもよろしかったでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

先ほど避難所61施設ということで説明させていただきましたが、避難所の種類と申しますか、指定緊急避難場所、指定避難所、3次避難所というふうに避難所のレベルと申しますか、目的でそういうふうに区別されております。指定緊急避難場所は、一時的に避難する場所というふうな考え方もありますので、今後避難所の指定見直しを進める中で、ある程度指定避難所なりを中心にそういうふうな発電機等の設置等なりを進めていきたいということになります。

あと防災無線の関係についてですけれども、実際見積もり等はとっておりません。どの程度の費用がかかるかというのは、ちょっとまだこちらのほうでとっておりませんので、実際に防災無線を配備するかどうかという部分については引き続きの検討という形で考えております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 もし防災無線をつけられるとすれば、それは全避難所とか指定箇所を想定しているのか。

あと発電機が今現在ない施設については、告知端末はそれらには全部配置されているのかどうかお聞きしたいと思います。告知端末なしに発電機が配備されても通信手段がとれないので、その辺をお聞きしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

町が指定している61の避難所には、全て告知

端末放送が設置されているということになります。

(何事かの声)

総務課長 失礼しました。防災無線の設置については、先ほども言いましたとおり、実際に61全てにつけるかつかないかという部分についても検討する必要があると考えております。全てに設置できればいいとは考えますけれども、そうした場合の費用は、先ほども言いましたけれども、まだちょっと見積もっておりませんので、金額的な部分も含めて、引き続きその点については検討させていただきたいというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 防災無線につきましては、災害時に各地区の消防車には配備になっているというふうなお話もございましたが、消防車だけではとても全地区を賄い切れませんので、確実に消防車がすぐ行けるような施設であれば問題ないのだろうと思われましても、そうでない施設に関しましては防災無線の配備、そういうところを考えていただければなと思っております。

やはり災害時には、ライフラインをつなぐ基礎となる本当に最優先順位のものだろうと思っております。ぜひそういう最優先のトップクラスのものについては、お金をかけていただければなと思います。十分検討するというところでございますが、前向きな検討をお願いしたいなと思っております。

次に行きます。訓練では、AEDの使用訓練も行われておりました。AEDの町内配置マップは、消防署のホームページで確認することができるわけですが、お話によれば表示できているのはまだまだ一部であるかもしれませんということでございます。

そこで、町独自の調査を行って、よりよいAEDマップを作成して、ハザードマップと同様に町民に示すことというのは効果的なのだろうと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 AEDは心室細動という致命的な不整脈による突然の心停止を起こして倒れた方の救急救命活動に有効な手段であり、西和賀消防署などが実施する救急救命講習を受講することで、誰でも使用することができるものであります。

町では、学校や公共施設18カ所にAEDを設置し、管理しております。また、そのほかに寄附等により公民館にAEDが設置されている場合もありますが、その管理については設置者をお願いしている状況にあります。

AEDマップについては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、北上地区消防組合でホームページにて公表しておりますので、北上地区消防組合がAEDマップの情報更新をする際に、町が持っている設置情報を提供するなどの協力や町ホームページにリンク掲載するなどの対応を検討していきたいと考えております。

また、AEDを設置している施設に対しては、AEDを設置している施設であることや、AEDの設置場所が一目でわかるような表示板を配布するなど、施設利用者が施設内にAEDが設置されていることを確認できるような取り組みを行っていききたいと考えております。

また、北上地区消防組合では、学校、スポーツ関係のほか、地区行事などでも使用できるようAEDの貸し出しを行っておりますので、有効に活用いただけるよう周知を行っていききたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今町民が確認しやすいような形をとっていくのだというお話がございました。その中には、ぜひ普通の避難所等の、危険場所等のハザードマップのような形のものの作成も必要ではないのかなど。各戸に配布していただく、同時に配布していただければ、またよろしいのかなという思いがございます。今の状況ですと、どこにAEDがあるのか、予測はつくのでありますが、確実にあそこにあるよというような情報

というのはなかなかわかっていない部分があるのだらうと思っております。

ぜひその部分をお願いしたいと思うのでありますが、ハザードマップ等をつくったところで、やはり紛失されないような工夫も必要なのだらうと思っております。ここにおられる方々は意識が高いので、うちに帰られれば、恐らくすぐハザードマップがずっと出てくるのかもしれないけれども、大概の方々の場合、「あれ、どこ行ったっけな」というようなことになるのだらうと思うわけでありまして。

そこで、町に配布されております電話帳ありますよね、町内専用の。あそこの最初のページとかを利用して、AEDのハザードマップの表示ができないのかななんて考えることもあるのですが、そのような対策等を考えておられましたらばお聞きしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 初めに、AEDマップの件についてですけれども、先ほどお答えした中でハザードマップの見直しをまず考えているということで、見直しをした際には、改めて各戸に配布することになります。その際にAEDマップなるものを情報として追加できるという部分もあろうかと思っておりますので、その前からですけれども、そういうふうな形で情報を盛り込むようなことで検討していければなと考えております。

あと紛失しないようにというふうな工夫ができないかということで、これについてはかなり個人の考え方に委ねる部分が大いなのですが、現在折り畳んでA4判の形のを配布しております。他の市町村の例で、それよりも大きい、たしかA3判だと思ったのですけれども、冊子の状態で、ハザードマップだけではなく防災に関する情報等をいろいろ含めたものになっているものがありますので、ハザードマップだけではなく、そういうふうな防災に関する情報も含めての冊子というふうな作り方というのも今後検討していければなというふう

えております。

あと電話帳に載せられないかという部分については、これまでそちらのほうに特に問い合わせ等しておりませんでしたので、それが可能かどうかという部分は確認したいと考えております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひそのように紛失されない工夫、必ずこれ必要だと思います。そこにあるよとすっと出てくるような形、サイズを大きくすればどこかの壁とかに張ることもできるのかもしれませんが、やはりそういうのを嫌う方もいらっしゃるのかなという思いもございまして。そういうような冊子、何かと一緒にいただければ、すぐ取り出せるようなこともあるのかなと思いますので、ぜひその部分も検討していただきたいと思っております。

次にいきます。実際の災害時はもちろん、自主防災訓練においても、避難者の誘導、情報や連絡のやりとり、またそれらを統括する等のリーダーの存在が必要であります。しかも、その中には先ほども触れましたが、非常時に女性にとって生活上最低限必要なことや物は男性には全くわからないことから、必ず女性のリーダーが複数名必要だということがわかりました。それらを考慮した上で、その人材を養成する考えはないのか伺います。

議長 総務課長。

総務課長 町では、自主防災組織に対する防災知識の啓蒙として、防災士を講師とした研修会や各地区の防災訓練等において西和賀消防署員や防災担当職員が助言を行いながら、自主防災組織の活動を支援してきております。

このほかにも岩手県が主催する自主防災組織リーダー研修会や防災士資格の取得を希望する地域の防災リーダーとなり得る方を対象とした講習を受ける際の受講費に対する助成事業もあります。地域や自主防災組織に対し、このよう

な取り組み、事業の周知を図り、活用いただくことで、自主防災組織の充実強化、組織リーダーの育成に向けた支援を行っていきたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今言われたように、養成講座などは調べればさまざまあるようであります。やはりまだまだ個人や地区レベルでみずから行ってみようかなんていうことにはなかなかならない状況だろうと思っております。それらの意義や必要性を促す作業から必要なのだろうと思っております。周りの環境というか、雰囲気、機運が高まっていないと、なかなかそういう意識にならないのだろうと思っておりますので、その部分から掘り起こす、手を加える必要があるのではないかなと思っております。その上での受講費の補助という形になるのだろうと思っております。その掘り起こしの部分の考え方をお聞きしたいと思っております。

議長 総務課長。

総務課長 人材の掘り起こしの部分についての質問と受けまして、それについての回答となります。

地域なり自主防災組織において防災訓練等を実施しておりますけれども、そういうふうな避難訓練等の活動を支援していくことで、それぞれの地域でリーダーとなり得る人材をこちらのほうでも掘り起こすといえますか、地域全体で防災に対する意識の醸成を図って、地域でこういう形で取り組んでいくのだというふうな方向性が出てくれば、やはりその地域の中でどなたがリーダー役といえますか、当然自主防災組織でもそれぞれに役割がありますので、地域の活動を通してそういうふうなリーダーとなり得る人材が出てくるような形がベストかなというふうには考えております。

なので、町としましては、まず地域での防災訓練等が毎年定期的に行われて、防災意識の醸成が図れるよう支援していきたいと考えておりますし、あと先ほどもお話ししておりますけれ

ども、防災に関する出前講座等もやっていますので、そういうふうな中でもいろんな形での情報提供を含めて防災意識、知識の啓蒙を図っていくことが大事かなというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 自主防の訓練から、そういうリーダーになり得る方をピックアップするような形もあるのかもしれませんが、どっちが先だろうということなのですが、先に養成講座等を受けていただいた方がそういう自主防を率先してやっていただくなんていう方法もあるのかなと思います。その部分も踏まえてご検討いただければと思います。

いずれ今防災について質問してまいりましたが、前に質問したときより防災の意識レベルは高まってきているのかなということを感じました。全国的なニュースを見ますと、自然災害や天災が人災になってしまったりすることというのはよく耳にすることです。この町においてそういうふうなことにならないように、ぜひ手当てをしていかなければならないのだらうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ただいま高橋輝彦君の質問の途中であります。ここで昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午後 零時03分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

午前中に引き続き、高橋輝彦君の一般質問を続けます。

高橋輝彦君。

6番 改めまして、こんにちは。午後はやはり御飯の後で少し睡魔が襲ってまいりますので、少しトーンを上げてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

次に、町の高齢者福祉施設についてであります。町の高齢者福祉施設は、多くの町民が職場

として働いております。いわば大きな雇用の場として町の主産業と言っても過言ではないと思っております。

近年この職場が働き手の減少により、危機に瀕してきております。全国的にもそのような現象になってきているわけでありますが、町内の高齢者福祉施設の状況や課題をどのように理解しておられるか、まずお伺ひします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、お答えいたします。

現在町には高齢者福祉施設として、特別養護老人ホーム2施設、介護老人保健施設1施設、小規模多機能型居宅介護3カ所、グループホーム2カ所あり、それぞれ施設基準に基づき職員を配置し運営しておりますが、退職後の補充のため募集しても応募がなく、人材確保に苦労され、介護従事者の高齢化につながっている状況にあります。

町では、ことしの2月に町内事業所を対象に、介護現場の人材確保・定着等に関するアンケート調査を行いました。職員を常に募集しているが、介護現場の人材確保については年々難しくなっているという回答がありました。その理由として、給与面の待遇がよくない、業務内容がきつく、精神的、体力的に続かない、採用に必要な有資格者がもともと少ないので応募がない、採用しても人件費に見合うだけの収入が見込めないため採用できないなどのご意見がありました。

議長 高橋輝彦君。

6番 まさに今挙げていただいたような状況だと思っております。各施設ともそれぞれの課題がございます。また、共通した課題もあります。その部分をしっかり行政で理解していただき、支援すべきところや時期を見きわめた施しが必要なものと思っております。これからその一部になるかと思ひますが、町内各施設の健全な存続を願ひ、質問をさせていただきます。

平成30年3月に第7期高齢者福祉計画等が3

年計画で出されております。この計画を実現させるためには、今お話ししていただきましたが、まず職場の基礎である働き手がいなければどうにもスタートになりません。

施設によっては既に外国人労働者の導入を始めたところもございます。これは、国や県の事業を利用してのものでありますが、施設が本当に求めているものにマッチしているのかどうか、私は微妙な部分を感じておりますが、いずれ施設の苦肉の策での導入であろうと思っております。この事業の問題点は何であると理解しておられますか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町内の介護老人保健施設で2名の外国人労働者が雇用されていること、またこれから雇用を予定されている事業者があることを把握しておりましたので、ことしの10月に外国人労働者の雇用等について照会をいたしました。その際、受け入れにはコストがかかるため、助成、補助金等の情報が欲しい、住居確保のための情報や生活環境づくりのポイントを知りたい、実際どこへ話せば手続が進められるのかなどの質問や意見がありました。

介護人材の受け入れの課題として、事前の研修である程度日本語や介護技術を学んでくるとは思いますが、日本語能力水準の一定のレベルが求められると思います。介護の業務は、要介護者とのコミュニケーション能力が不可欠ですし、介護施設ではチームとして介護業務を行っているので、職場の仲間とのコミュニケーション能力も必要とされます。身体介護、生活支援介護の技術的な部分についても、指導内容の理解という点において日本語能力水準は一定のレベルが求められると思います。

議長 高橋輝彦君。

6番 本当に今挙げていただいたところがまず問題点であること、これは間違いございません。これは、厚労省の補助事業である在留資格「特定技能」制度を採用したものでございます。深

刻化している人手不足に対応する制度ではありますが、施設において言葉の壁がある状態から指導し、お互いがやっとの思いで育ったところで母国に帰らなければならない、あるいはみずからの思いで、先ほどコミュニケーションというお話がありましたが、やはりそういう部分のところから、みずからの意思で帰ってしまうという可能性も恐らくあるのだろうという思いがしております。外国人労働者にとっても、異国の地で、最初は言葉の通じない施設で働くことの苦労や努力は、私どもでは本当にはかり知れないものがあるのだろうと思ってございます。できれば早く技能を身につけ、母国に戻りたいと思う方がいらっしゃっても何ら不自然なことではないのだろうと思っております。

また一方で、施設の負担といたしますか、かかる労力もこれは大きいものがあると思っております。この両者のそういう部分の理解がなされているのかどうかということなのですが、もう一度改めてお聞きします。いかがでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 外国人労働者の受け入れというのは初めてのことだと思いますので、情報のない中での最初の受け入れだと思いますので、施設側の思いと、そういうような制度とすっかり一致するということはなかなか難しかったのではないかと思いますけれども、施設とすればそうでもしないとやっぱり確保できないということから受け入れていると思います。

ですので、今後受け入れる施設のこともありますので、そういった先進的な事例、受け入れた施設の方々の情報をもらいながら、次に受け入れる施設についてはその情報をいただきながら、よりよい受け入れる方法といたしますか、そういうものをやるために情報共有する機会をつくりながら、そういうことに町としてできることをやっていきたいなというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今言われたように、行政としてぜひお互いの部分を酌み取っていただき、そういうような行政としての支援をいただきたいなと思っております。

この制度は、本当にいい制度なのかもしれませんが、施設にも外国人労働者にも言ってみれば支援の手薄さを感じざるを得ません。せめて町でこの事業にしっかり寄り添っていただいて、並行して各施設が本当に求めている部分の支援が必要と思っております。

外国人労働者を雇用する施設に対するさまざまな支援、彼らの住居はもちろんその他もろもろの支援が必要であります。その部分を把握しておられるのかということなのですが、在留資格「特定技能」制度を採用する施設は、外国人労働者の特定技能1号者に対して、大きく9項目の支援を施設が施さなくてはならないということになっております。しかし、その9項目のうち4項目について、私は行政の支援協力をいただき、一緒に取り組んでいただければ、施設も外国人労働者も行政でも3者にとってもこれは効果のあるものだろうと考えております。

私が思う4項目というのは、1つ目は外国人に対する生活オリエンテーションの実施、2つ目は生活のための日本語習得の支援、3つ目は外国人からの相談・苦情への対応、4つ目は外国人と日本人との交流の促進にかかわる支援であります。これは、先ほど課長さんが挙げていただいた部分と本当に重なる部分があるなと思っております。この部分に関して、行政も一緒になって支援していただける部分ではないのかなと思っております。施設においても行政に加わってもらえれば、何より心強くありがたいものだろうと思われま。このような支援については、先ほども少し挙げていただきましたが、改めてどのようなものでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 外国人労働者を受け入れている施設の方とのヒアリングの結果、言語の問題や指

導員の体制、住宅の確保等についてご苦労されたということをお伺いしております。また、包括ケア推進会議など各事業所などが集まる場で、実際に受け入れを行っている施設の現状を報告していただいたり、弁護士等を招いて雇用に当たっての注意点等について情報提供していただきながら、町と関係機関が一緒になって情報共有できるように努めているところでありますが、今言われた点につきましては、町としてどの程度できるかわかりませんが、受け入れを考えている事業所もありますので、できる範囲のことで協力していきたいというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 これは、やはり雇用の問題に直結する問題であります。観光商工課にも、これは直結する問題ではないのかなと思っております。観光商工課長のご意見も少しお伺いしてよろしいでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問は、特定技能といったお話をされておりますけれども、今現在町内にいらっしゃる方々は全て技能実習という制度でいらっしゃっております。

そもそも技能実習と特定技能での在留資格といったものは状況が違いますので、技能実習は、この制度は国際貢献のために開発途上国等から外国人を日本で一定期間、最大5年間になりますけれども、受け入れをしまして、OJTを通して技術、技能を移転する制度でございます。といったことから、技能実習の場合は基本的には母国にお帰りになって、その技術を母国のために活用されると。特定技能につきましては、その後技能実習の2号まで行かれた方々がさらに日本語のスキル等の試験を受けまして、通った方々が国内において必要な人材として活躍なさるという制度でございます。

技能実習につきましては、国際貢献でございますし、人手不足の解消のためには特定技能が



必要なわけで、町内では先ほども申したとおり、特定技能の方々はいらっしゃいませんし、日本においてもまだ200人程度しかいらっしゃらないはずです。そういった状況を鑑みて、町の状況をさらに研究しながら受け入れの形を考えつつ、見守りながら必要な支援を考えていければというふうに考えております。

これは介護福祉のみならず、全ての分野において労働支援としては考えていくべき課題であろうというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 今観光商工課長のお話にもあったとおり、今まで健康福祉課長とずっとお話ししてきたわけなのでありますが、これはこの2課が協力して進めていただくのが一番よろしいのかなと。やはり情報共有ができないと、施設においてもこういう雇用の問題についてはなかなか進まないという感じがいたしました。

いずれこういう問題、別の施設でもこれから雇用していこうということでございますので、ぜひこの部分をご支援いただかなくてはならないだろうと思っております。

この時点で両課の連携といえますか、どのようなことが見えるのか、いかがですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 福祉のサイドと労働関係ということで関係する方を集めて、いろんな情報交換をする機会に私どもとか労働担当がそういうふうな会合に集まって、いろいろと情報共有といえますか、お話を聞く機会とか、こちらの情報を提供する、そういうような機会は設けられるのではないかというふうには思っております。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 福祉分野に限らず、商工分野も含め労働対策につきましては私どもの所管でございますので、各産業等々の情報はしっかり仕入れながら、フィードバックをさせていただいたものを受け入れながら検討しながらしっかり進

めてまいりたいというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひ両課で水面下でもいいのですけれども、水面上でも連携をとっていただいて、いい雇用の場ということをつくっていただきたいという思いでございます。

次に移ります。高齢者福祉施設は、繰り返しになりますが、将来において町の大きな雇用の場としても重要なものであります。

そこで、町内の小中学生、また西和賀高校生に対して、例えば深沢晟雄の生命尊重の歴史とともに高齢者福祉の教育をしっかりと施すことは、少なからず有意義なことにつながるだろうと考えます。この部分をどのようにお考えになりますか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町では、ことしの2月のアンケート調査の結果、教育現場において福祉、介護の魅力や必要性を伝える事業が必要との意見をもとに、町と事業所が協力し合って小中学校の児童生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業を令和2年度の事業として計画しております。これは、福祉事業所の職員がチームを編成しまして、小中学校を訪問して出前授業を行うものです。介護や福祉について理解を深めていただくもので、介護福祉に関心を持つことで将来職業を考える際の選択肢の一つにしていればというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 もう既に出前講座等でやるのだという計画なようでございます。できれば出前講座は、どのような形の出前講座かはちょっとあれなのですけれども、もうしっかり教育のカリキュラムに入れていただきながら、例えば年に何時間かを使って、そういう教育のことをするのだというふうなものが必要ではないのかなと思っております。

そういうふうにご子供たちに一貫した町の生命尊重、福祉制度の教育をしっかりと確立するとい

うことは、町の特徴といますか、シンボルといますか、そういうものを生むことで、将来にこの町に生きる者の確固たる自信につながるのだろうとっております。そういう部分というのはどのようにお考えですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 学校の正式な授業に組み込むというのは私どものほうでは何とも、学校のほうの都合もありますので、それは私どもではできるとかできない、そういうようなことは言えませんが、まず私どもとすれば学校さんの状況の中で受け入れてもらえる部分について協力していただくということで、今回も学校を回ってお願いしてきたのですけれども、私どもとすればそうやって学校を回ってお願いして、そういう時間を設けていただくということになると思います。

議長 高橋輝彦君。

6番 そのとおりだと思います。この部分では、やはり教育長のお話をお聞きしたいと思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 福祉、介護にかかわる部分で、教育のカリキュラムの中というお話でございます。カリキュラム、教育課程につきましては、文部科学省のほうで定めているものに準じて行っているものでございますので、それを教科として、もしくはその時間を確保するということが自体はできないところです。ただ、総合的な学習の時間ですとか、もしくは社会科の行政の学習の中で福祉のありようですとか、そういった部分でポイント、ポイントで入っていくことは可能だと思いますし、ゲストティーチャーを迎えることもとても大事なことだと思っております。

また、この後コミュニティ・スクールということで、地域と学校が一緒になって考えていきましょう、どういう子供たちを育てていきたいのか、この地域にはどういう子供たちが必要なのか、そういうことの話し合いの中で、やはりこの地域の福祉、介護に対する考え方をもっと

もっと力強く推進してもらいたいというふうな学校への要望が当然あると思っておりますので、その中で学校と地域が一緒になって考えていくということも考えていきたいなというふうな思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひその方向で考えていただければなというふうな思っております。町や町民が特徴とかシンボルで確固たる自信を持つことは、この町にとどまる、あるいはUターンなさる方の理由にもなり得るのかなと思っております。

特徴やシンボルは、何も建物などハード面だけでなく、教育や考え方だったり、そういう無形なものでも人の価値観はそれぞれ違うものですから、あればあるほどいいことなのだろうと思っております。将来の職場の人材確保を考えますと、そういったところからしっかり見直すべきだろうと思っております。ぜひそういうような教育への取り組みに今後期待していきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に行きます。新聞やテレビの報道を聞いておりますと、国では介護予防施策を講じ、重点的に進めようとしています。これに対しては、全国の現場や専門家たちの間で賛否があるようであります。当町では、既にその施策として地域包括ケアに取り組んでおりますが、今後の姿勢を伺います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 介護サービスを受けないで元気で生活できるということは、幸せなことではありません。そのためには、介護予防が重要となります。介護サービスを受ける年齢が遅くなればなるほどサービス給付費が抑えられますし、介護度の低い方については介護予防による介護度の改善も期待され、サービス給付費の軽減につながれば、結果として介護保険料の伸びを抑えることにもなります。

現在町では、自立支援ケア会議を毎月開催し、

介護政策アドバイザーや薬剤師、栄養士、歯科衛生士、療法士等の専門職の皆さんからアドバイスをいただきながら、よりよいケアプラン作成を目指し、研さんを積んでいるところです。この自立支援ケア会議の開催により、効果がすぐにあらわれるというのではなく、ある程度の期間が必要です。自立支援ケア会議を継続し、成果につなげていきたいと考えております。

また、事業所や地域が主体となって実施している公民館サロンへの支援を継続し、要支援や要介護状態となっても地域で支え合える仕組みづくりにさらに取り組んでまいりたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 自立支援ケア会議等を設けられまして、そういうところも町の地域包括ケアの位置づけというのがすごく高いレベルにあるのだろうなということが理解できました。

厚労省は、介護予防施策としてインセンティブ交付金の事業を行っております。当町でも既に取り入れているということを伺っております。この交付金事業は、介護度を下げることが目的であるとか、自立を目指すのが介護業の目的だというような誤解をされているところもあるようですが、その指標はあくまで副産物であって、要介護認定前の予防であったり、健康寿命の延命が本質ではないのかなと思っております。

この交付金事業には6つの評価指標がありますが、6つ目に要介護状態の維持・改善の度合いなんていう指標があるために勘違いされているのかなとも思いますが、私はあってもよい指標項目ではないのかなと思っております。

いずれ地域包括ケアの役割はますます重要になってきていることは間違いありません。ほかの自治体ではこの交付金事業を利用して、個人あるいは施設に対して独自にインセンティブ指標を設けて奨励金を交付しているところもあるようです。厚労省は2019年度予算編成過程で、今の200億円から倍の400億円に増額し、さらに

押し進めようとしております。当町では、既に取り組んでいるということではありますが、この交付金事業を絡め、さらに強力に介護予防策を推進していくべきというふうに思っております。

ここで今後の展開を聞きたいところでありましたが、チン、チンと2回聞こえたので、何かの折にご回答いただければと思っております。これは、できるだけ町の予算を使わないで、国の予算でできる部分があるのだらうと思っておりますので、そういう部分を大いに活用していただいて、さらに元気で活気のある町をつくらなければなと思っておりますので、よろしく願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 ただいま制限時間となりましたので、打ち切ります。

以上で高橋輝彦君の一般質問を終結いたします。

ここで1時35分まで休憩をいたします。

午後 1時26分 休 憩

午後 1時35分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順3番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1番 こんにちは、刈田敏です。12月定例会一般質問、早速始めますけれども、今回も総合計画の中身についてお伺いしていきたいと思ます。

1点目は、前回に引き続き第2次西和賀総合計画についての教育について、2つ目としては山村留学と農山漁村体験学習についてをお伺いしていきたいと思ます。どちらについても今後のまちづくりに対しては重要な教育についてポイントを絞り、伺うものです。

それでは、早速教育文化ということで質問していきます。西和賀総合計画、目標2、教育文化、地域に誇りを持ち、豊かな心を育てるまち

ということで、基本施策1、生涯学習の推進と環境の充実について、このことについて、ジュニアリーダー研修事業の状況と成果をお伺いいたします。

議長 佐藤教育長。

教育長 ジュニアリーダー研修事業の状況、そして成果についてということでございます。お答えをさせていただきます。

これまで青少年を対象とした事業につきましては、平成14年度から平成29年度までブナの森自然塾さそう館を会場として、年に4回、町内や北上市の小学校4年生から中学校3年生を対象として自然体験活動を中心とした事業を行ってきたところでございます。しかし、年々参加者の減少が続いております、平成29年度は町内の小学生27名、町外の小学生12名、中学生も対象としておりますけれども、中学生の参加はゼロという状況でございました。そこで事業の見直しを行いまして、町内の小学校の高学年及び中学生のリーダーシップの育成を図ろうという趣旨のもと、平成30年度から新たな事業として取り組もうとしたところでございます。

青少年を対象とした事業ですけれども、ほかにも小中学校のロードレース大会というのもございます。こちらのほうの参加者につきましても、今年度行ったところ、小学生、町内162名の小学生がおりますけれども、参加者は14名、中学生は町内111名おりますけれども、そのうち6名という参加の少なさ、そしてそれが毎年横ばいの状況が続いているというところがございます。町内の小中学生の事業の参加体制、そして小中学生のニーズを踏まえた事業のあり方について検討が必要だなというふうに考えているところでございます。

ジュニアリーダー研修事業につきましては、昨年度は未実施でございましたが、今年度春休み等を利用する形で実施を検討しているところでございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 ジュニアリーダー研修会の目的については、どの辺までを想定してこのリーダー研修を行っているのかを改めてお伺いいたします。

議長 佐藤教育長。

教育長 学校生活は、縦割り活動も当然あるわけではありますけれども、基本的にはクラス単位、同年齢の活動が多くなります。その中でリーダー育成というのは、小さな子供たちを大きな子供たちが引っ張っていく、まとめていく、そういったことをプログラムの中に組み込んで、自分がしっかりしなければいけないというリーダーシップを育成していきたいと、そういう異年齢事業を考えておりました。

議長 刈田敏君。

1番 そこで、ことしから抜本的にやり方を変えて、人数が少ないということでありましたけれども、これもいささか問題があるのかなと思いますけれども、地元としては人数が少なく、保育所からずっと同じような形の仲間生活してきた分があるし、ある意味北上とかほかからのそういう生徒たちと交流することも必要ではないかなというような考えもあるわけですが、その辺を踏まえて今後継続していく上で、これはこれで事業としてはほかと一緒にやるとかということも含めて必要なのだろうかというところをお伺いいたします。

議長 佐藤教育長。

教育長 貴重なご意見、ご提言ありがとうございました。今事業のあり方を検討し始めているというところでお話をさせていただいたところがございますけれども、町内の限られた子供たちの中で育てている、そこでほかの地域の子供たちとの交流によって刺激を得たり、もしくは視野を広く持つようになったりという部分についてもこの中で検討していきたいなというふうに思います。

議長 刈田敏君。

1番 いずれジュニアリーダー研修事業は継続

しながら、問題等を解決しながら進めていくということでもよろしいですか。

議長 佐藤教育長。

教育長 名称について、ジュニアリーダー研修というふうな形になるかどうか、この名称自体もちょっとかたくて、参加したいという気持ちにならない形になっていますので、名称等はまた改めるかもしれませんが、趣旨としましては青少年、子供たちの育成についてはかかわっていききたいと、大事にしていきたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 自分たちの小さいころのときは、先輩、後輩という、生きていく上では大変必要なこともやってきたのですけれども、どうしても今の子供たちを見ると、みんなお友達のような感覚があります。これが果たしていいのか悪いのか、そういう点も踏まえながら、こういう事業を進めていただければと思います。

次に移りますけれども、基本施策の4、地域の歴史や文化の継承と創造について。地域、学校等からも評価が高い中学生演劇講座事業の状況、そして課題、今後の進め方についてお伺いいたします。

議長 佐藤教育長。

教育長 中学生の演劇講座事業についてお答えをさせていただきます。

湯田中学校は平成16年から、そして沢内中学校は平成23年から実施している事業でございます。各中学校の文化祭に合わせまして演劇の指導者を派遣して、総合的な学習の時間を活用して演劇制作を行い、発表するという事業であります。

湯田中学校では、生徒みずからが脚本を選んで、そして演出、照明、衣装など生徒が役割分担を行いながら、1年生から3年生まで全学年が学級単位で発表しているところでございます。

沢内中学校につきましては、およね、深澤晟雄、藤原長作の3人の偉人、郷土の偉人を題材

にした演劇を順番に3年生が演じていると。1年生、2年生はそれを見ながら、その3人の姿を学習するというような形で行っております。

この事業ですけれども、演劇の町として中学生が演劇に親しむこと、そして演劇専用ホールである銀河ホールの活用促進を狙いとして始めたものでございますが、学校教育との連携によりまして、演劇を仕上げていく過程を通じて子供たちの成長を図る教育的な目的を重点に取り組んでおります。

先生方、そして講師の方々、その事業の趣旨をご理解いただきながら取り組むことができているというふうに思っております。演劇を通じて子供たちの変容、そして新たな一面を知ることができたというお話を伺っておりますので、とても大きな成果を上げ、そして今後も継続していきたいというふうに考えているところでございます。

課題の部分でございますけれども、昨年度欠員が発生しておりました。後任の講師を確保するのに多少時間がかかるというところがありました。指導対象は中学生であるという難しさもありますし、10月上旬から発表までの約1カ月間、平日の日中にご対応いただくという講師を依頼という部分に課題があるかというふうに考えております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1 番 継続ということで、本当に素晴らしい事業、これはぜひとも継続してもらいたいし、もう少し高めていってもらえればいいのかなと思います。

湯田中では、各学年がそれぞれテーマで3名のスペシャリスト、坂本、中野、菊池先生の指導により文化祭を、銀河ホールにおいて素晴らしい演劇をして、見た保護者の皆さんからも本当に高い評価を得ていると思います。

沢内中学校においても平成22年度から始めて、先ほどお話しされました深澤晟雄、およね、藤

原長作さん、米づくり日本一ということで、  
として8年になるわけですけれども、1年、2  
年生は、次は自分たちの番ということで、非常  
に気持ちを高めながら期待しているところであ  
りますけれども、やり方としては湯田、沢内中  
学校、それぞれ独自のやり方をしているわけ  
ありますけれども、予算的にはどのような配分  
になっているのかお伺いいたします。

議長 佐藤教育長。

教育長 予算でございますけれども、講師の方、  
今お話しのとおり湯田中学校は3名の講師が、  
そして沢内中学校では1名の講師がというこ  
とで、計4名の講師をお願いをしているところ  
でございますので、その講師の委託料という形  
で支出しているところでございます。

その中としては、指導の謝金と宿泊費と交通  
費、それを根拠として算出しているところで  
ございます。指導料につきましては、4名の方  
お願いしているわけですけれども、一律の単価  
という形でお願いをしておりました。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 湯田中学校の3名の先生方は、まず近場  
ですけれども、ここで大峰順二先生はわざわざ  
東京のほうから来るということでもあります。こ  
のことは、どのような考えを持ってお  
られるのか。

議長 佐藤教育長。

教育長 今の4名の講師、講師の謝金については  
先ほどお話をさせていただいたとおり一律で  
ということで、そして遠方からいらっしゃる  
という部分につきましては、当然先ほどの中  
で交通費というふうにお話をしております  
ので、近くても遠くても交通費という形  
で対応をしているところですよ。

また、宿泊については町内の宿泊をお願い  
しておりました。

議長 刈田敏君。

1番 宿泊必要な方と、そうでない方もいると

思うのですけれども、宿泊については万全な体  
制で今後も続けられるのかお伺いいたします。

議長 佐藤教育長。

教育長 申しわけありません。宿泊費については、  
こちらで1泊幾らという形で準備はしている  
ところですが、その場所、ここにお泊ま  
りくださいという形で町では準備はして  
おりませんでした。そちらのほうにつきま  
しては、講師に一任といいますか、お任せ  
しているところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 講師をお願いするのはいいのですけれど  
も、それで間に合っているのか、その辺は  
わかりますか。

議長 佐藤教育長。

教育長 済みません、間に合っているかどうか  
ということをご本人から直接私は伺って  
いないので、正確なお答えになるかどう  
かは申しわけありませんが、1日の宿  
泊料として1日1万円と、1泊1万円  
という形で計算しておりますので、その  
中で宿を探していただけるのであれば大  
丈夫かと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 その辺はちょっと調査して、次に  
向けて問題等ないのか、いろいろやっ  
ぱり精査してもらいたいと思います。

いずれ生徒の感想としては、短い期間  
だったが、演劇することの楽しさ、人  
との接し方、演劇をすることで全員  
の心が一つになったと大変評価も  
高いですし、保護者からはふだん  
の生活からは想像もできないほど  
迫力があつたという大変お褒め  
の言葉をいただいています。何とか  
これを盛り上げながら、継続して  
いけるような体制はとっていただ  
ければと思います。

湯田中においては、これまで歴史  
の中で積み重ねられた演劇の町  
の伝統を継続して、まちづくり  
の一環として教育の面でその成  
果を発揮しているものだと思  
いますし、沢内中においては短  
時間で本当にできるのかと感心  
したのですけ

れども、それ以上に生まれ育った町の歴史を学び、真剣に演技をする姿。下手とか上手だとか関係ないというよりも、頼もしさ、やっぱりたくましさのほうが強くて、私も心を打たれて涙が出そうになったのですけれども、これは私だけではないと思うのです。西和賀で生まれた子供たちが西和賀のことを知って、それをみずから演出して出すということは、非常にこれは子供たちにとっては重要なことと捉えております。そういう意味では、予算措置についてもさらに進められるような体制をとりながらやっていただければと思います。

ヨーロッパでは、古くから学校で教育の一環として演劇が行われてきたこともありますので、これからは演劇に取り組むことで、学校では学べない別の世界や経験により一人の人間としての学びが多く、成長させられる、そういう教育というか、そういう現場をつなげていただければと思います。さらなる事業の発展を要望しまして、次に移りたいと思います。

次には、山村留学と農山漁村体験学習についてをお伺いいたします。西和賀町議会では、令和元年10月、行政視察研修に長野県泰阜村のNPO法人グリーンウッドへ伺い、山村留学と山賊キャンプについて学んできました。「誰もが安心して暮らせる社会を創るために、わたしたちは「ひと」を育てます」。言葉どおりの取り組みは衝撃的で、感動することばかりでした。泰阜村の児童生徒120人のうち20名が留学生、人口1,600人の村で、夏休み中に1,000人の子供たちと300人のボランティアが訪れ、交流人口の増加につながっていました。今回の視察研修で、西和賀町で取り組める要素は十分にありと考えます。

初めに、山村留学について今後取り組むつもりはあるのか、その辺の所見をお伺いいたします。

議長 佐藤教育長。

教育長 山村留学と農山漁村体験学習ということ

で、最初に山村留学についてのご質問でございました。児童生徒の山村留学についての考えをお話したいと思います。

高校生と異なりまして、通常保護者のもとで養育され、そして通うことができる範囲の中で学校生活を送ることが望ましいということで、小中学校は学区等があるということでございます。年間を通じての留学生、そして保護者から離れて生活するということによって生じる本人へ与える影響等、その大きさを懸念するところでございます。この課題を乗り越えておくためには、十分な受け入れ態勢、スタッフ、施設等が必要になってくるのだなというふうに考えております。

空き家等を利用して、家族そろって西和賀町に一家転住で来てくださると、そしてその中で西和賀の自然を満喫していただくということについてはとてもいいのかなと。親子そろっていらっしゃって、小中学生が学校に転入ということではいらっしゃるのであれば大きな問題は生じないというふうに思いますけれども、他県から子供のみを迎えるということは教育的な配慮、そして居住、受け入れ態勢、慎重に当たらなければならないというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1番 それでは、山村留学については今後ちょっと検討してみようかなというふうなお話でよろしいですか。

議長 佐藤教育長。

教育長 みようかなという今お話ですけれども、現実的にはなかなか難しいのかなというのが正直な話です。ただ、実際にやられているところがあると、そしてその先例を踏まえた上で学ぶはできるだろうというのもそのとおりだと思います。

ただ、お話をしたとおり、体制が整うのであれば、もしくは整えるための準備ができるのであればというふうには思います。できない、できないではなくて、やっぱりできるためにどう

したらいいのだということを恐らくお考えだと思えます。私もそう思います。では、できるためにどうすればいいのかというところをきちんと整えてからでないと、できるとも言いかねるかなというふうに思います。

議長 刈田敏君。

1 番 全く私もそのように思いますけれども、泰阜村で見たことは、そのまま西和賀でもできるのでは、これは単純な発想ですけれども、できるのではないかなということが大変強いということでもあります。今後西和賀町が持続していくためにも最も重要であります教育、このあるべき姿について一歩進んでみることも必要ではないかなと思って、今回アクションを起こすことが非常に大事ではないかなと思っております。

泰阜村のこれまでの背景にまた少し触れておきますけれども、15年前に2,100人の人口が現在1,630人、限界集落と切り捨てられかけていた村なのです。当然のように若者は村を去っていった、「こんな村嫌だ」、「お先真っ暗じゃ」と言っ。そして、親たちは「この町には将来がない」と言っ。競って子供たちを大都市へ送り出していた、そんな歴史のある村だったと言われておりますが、これは例外でなくて、ほかにもたくさんあると思えます。

ただ、そこにNPO法人グリーンウッドが自然と共生する環境こそが日本の教育に必要なということで、そういう視点からこれまで山村留学、山賊キャンプなどを通じて交流人口をふやし、1億円を売り上げ、若者の雇用にもつなげているということでもあります。そこには何も無い価値を逆手にとり、人を育てるという大きな目標を持ち、これまでの努力の積み重ねによりなし得たにほかならないと感じてきました。今、日本に必要なことはこれではないかなとすごく思っております。さらに調査し、研究し、西和賀らしい山村留学について進めたいと思っておりますけれども、改めて教育長の考えをお聞きしたいと思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 ありがとうございます。繰り返しとなりますけれども、慎重に検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 先日教育長から11月30日に行われました西和賀町PTA連合会研究大会兼西和賀町教育振興運動交流会の資料をいただきました。どうもありがとうございます。大変中身の濃い資料だったと思います。令和4年度からコミュニティ・スクールへの移行に伴って、まさに今後の西和賀の教育、その方向性についての重要な提言でありました。私が今話している山村留学にも通じるものではないかなとすごく感じております。そのためにはそれを含めた上での予算計上をお願いできればと思っておりますけれども、教育長の見解をお伺いいたします。

議長 佐藤教育長。

教育長 せんだっての大会についてのお話をいただきました。ありがとうございます。また、コミュニティ・スクール、令和4年度にその体制にということで、今移行の準備を進めていかなければならないということでご提案をした大会でございました。コミュニティ・スクールというものは、学校と地域の方々が、おらほの子供たちどうするべ、どう育てていくべということ協議をし、そのサポート体制を整えていくということになります。先生方は全県で異動しますけれども、子供たちは西和賀の子供たちです。そして、沢内小中学校は沢内の子供たちだし、湯田小中学校の子供たちは湯田の子供たちです。盛岡の子供たちと同じではなくて、湯田は湯田、沢内は沢内の子供たちでいい、この地域の土地柄に合った子供たちを育てていこうということでもあります。

その中で、今の山村留学というお話ですけれども、外から小中学生を迎えて刺激を与えたほうがいいのだというような、そういう協議等が



あるのであれば、またそこは検討なのかなというふうに思いますけれども、基本的には学校経営をいかに実現させるかというところでございますので、学校長がこういう学校経営をしたい、それについて地域の現状を踏まえた上でどれだけ加味をしていくのかということになっていきますので、そこのたたき台は各学校ごと、そして保護者となっていきます。その中で町が山村留学をということでお話をするのは、ちょっと違うのかなというふうに考えるところです。

議長 刈田敏君。

1番 私が申し上げているのは、今後始めるコミュニティ・スクールの中身という、その上での教育という面から幅広く考えて、子供たちをどういう環境でどう育てていくかというあたりも今後の話にはなっていくのだろうと思えますけれども、そこにある意味こういう山村留学のことも含めながら進めていくことも必要ではないか。

目的とするところは、そこまでいけばつながるのではないかなということですが、今学校に山村留学でほかから来た子を受け入れるとか、そういう意味ではないです。西和賀町が子供を育てる、そして日本の子供たちをどう今後育てていくかといったときに、西和賀町はそういう意味では大変貴重なものも持っているし、そういうところを勘案しながら、子供たちの教育について地域でこぞって進めていくということが必要ではないかなということを申し上げているので、特段今急に学校にどうのこうのではないですけれども、おわかりになっていると思います。花巻市では今行っていますので、これもどういう状況かということは、ここでは中身は申し上げませんが、やっぱりちょっと研修というか、お伺いしてみたらと思います。

やはり子供たちは子供たちであって、それは我々の次の世代を担う子供たちですから、どこに差別があってもだめだと思いますし、格差が

あってもいけないものだなと思っているところでもあります。

それでは、次に行きますけれども、子ども農山漁村交流プロジェクトということに関しては今出ていますけれども、これについて考えはお持ちなのかお伺いいたします。

議長 佐藤教育長。

教育長 子ども農山漁村交流プロジェクトということでございます。このプロジェクトでございますけれども、農林水産省、文部科学省、総務省、環境省が連携して、子供たちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支える教育活動として農山漁村での長期宿泊体験活動を推進しているというものでございます。

子供たちが豊かな自然の中で多くの体験を重ねること、好奇心や学ぶ意欲が育まれて学校教育が目指す生きる力につながるものでございますし、親元から一時的に離れるということで自立心が生まれ、また地元の子供たちとの交流を通じて、その地域のよさ、地域に誇りを持つと、そういったところを地元の子供たちも改めて見詰め直す機会になると思います。その事業、プロジェクトの趣旨ということについては私も賛同するところでございます。

西和賀町におきましても、このプロジェクトを積極的に取り組むべきかというご質問ですが、子供たちに四季折々の西和賀のすばらしさ、自然の豊かさ、それを提供できる環境には十分にあります。宿泊等の受け入れ態勢、特にも運営にかかわるコーディネーター、先ほどの長野県の例でいきますとNPO法人がそのお世話役として受け入れ態勢、そして運営を行ってくださっているわけですが、そういった人材が西和賀町で対応できるのかということに今現在大きな課題があるというふうに感じているところでございます。

夏休み、冬休みの長期休業中に自然体験、先ほどもお話ししたとおりブナの森自然塾、1泊

2日というのはやっておりました。それは、町の職員、生涯学習課の職員が総動員で泊まりがけでやってきたというところでございます。これを長期宿泊という形で大規模に展開するということになるとなかなか難しいところもありますし、子供、そして送り出す家庭に満足していただくためにも受け入れ態勢としてのコーディネーターをする人、もしくは受け入れる団体というのが必要になってくるのかなというふうに考えます。

議員のご指摘のとおり、総合効果で人づくりにつながって交流人口につながっていくと、その拡大につながっていくことによって地域が活性化されていくということが望める事業でございますけれども、今後の西和賀町の教育の中で、その中で検討してまいりたいというふうに思うところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 全くそのとおりで、行政だけではできないものでないので、やっぱりそこを一步踏み出して講演等であったり、中身を少し勉強していくことが今後の町にとっては大変すばらしいことではないかなと思います。

先ほど総務省、文部科学省、農林水産省と環境省で、内閣官房が抜けていたと思うのですけれども、それも。

そして、きょうお昼に、新聞に出ていたのですけれども、地方創生新総合戦略案のポイントで4つ出ていたのですけれども、この中に、1つで地方への移住定住を促進し、UIターンによる起業、就業者を6万人創出するというものが出ていましたけれども、いずれアンテナを高くして、やっぱりこういうものを各課ともきちっと見て、本当にお金がかからないというわけではないでしょうけれども、そこを率先して進めていくことが必要なのだと思います。

この事業というか、今話していただきましたけれども、子ども農山漁村交流プロジェクト、これも進めていったほうが西和賀にとってはすごく

いい起爆剤になると思いますけれども、予算措置できませんか。

議長 佐藤教育長。

教育長 国のそういったプロジェクトを活用することによって、町の財政的な負担を軽減しながら事業を組んでいくというところは十分に理解をしているところでございますし、町での予算化というお話ですけれども、まず体制の見通しがない中で予算を組んでも執行できずに終わってしまうところもでございます。まず、その体制のほう、もしくはそういった取り組みをしてくださる人材の育成という部分を考えていくことが先なのかなというふうに思います。

議長 刈田敏君。

1番 体制というか、今から始めるとすれば講演であったり、どこの課になるかわかりませんが、そういう中身を熟知するための予算も必要ではないかということですが、いかがですか。

議長 佐藤教育長。

教育長 申しわけありません、講演というのは講演会というような学習の機会という趣旨でございますね。申しわけありませんでした。

長期宿泊につきましては、私もすごくいいことだと思っております。青少年の家等で2泊3日等のキャンプ活動はあるのですけれども、1週間寝泊まりして活動するという青少年事業は、ずっとなくなってきております。でも、それを再開すべきだというような動きもあります。それは、1泊2日とか2泊3日ですぐおうちに帰れる状況と、ずっと帰れない、その中で携帯もスマホも何も持てない、そういった中で友達と暮らし続けるという自然体験はとても意味があるというところです。

そして、そういった部分についての必要性、啓発につきましては、今講演ということで講演会等可能かというふうに思っておりますし、先ほど町の課題を解決するための問題提示という部分で町民教養講座というものがございます。

その中のテーマとして挙げていくのも一つかなというふうに考えております。ご意見ありがとうございました。

議長 刈田敏君。

1 番 また泰阜村のことをちょっとお話ししますけれども、山賊キャンプということで、これは3泊4日ぐらいで、自分が進んで参加して、1人1票で、何をやるにも、食事をつくるにも遊ぶにもみんな一人一人の意見を集約してやると。そして、真っ暗なテントでみんな話し、その中で生きる力が芽生えてくる、それから仲間意識が芽生えてくる、大変重要なことだったと思いますし、そういう経験を積んだ子どもたちがだいたらぼっち、親元を離れて1年間そのところで生活するわけで、そこで一番重要なのが、親が持っていけないものがある、それは何かというと親の期待だそうです。期待は持ってはいけない。

いずれ自分たちは自分たちで、そしてまきを割って自分たちで風呂を沸かして入る、学校から帰ってきてからです。掃除をする、そして畑に行って食べ物、それから料理もする。たまには鳥をつるしたりして食べる、すごい生活している。夜は、ちょっと離れたところに、真っ暗なところにトイレがあって、そこで一緒に生活している友達を誘ってトイレに行くそうです。そういうところで生活するという事は、非常に意味大きいことで、それを求めている人が3.11以降ふえているそうなのです。西和賀の自然の中でそういう場があれば、これは西和賀町のみならず、本当に日本の教育のためには必要なことなのかなと思っております。いろいろな事業というか、ことを踏まえて、ちょっと一歩進んで勉強する場所をつくっていただければと思います。

最後になりますけれども、持続可能な町を継続していくためには財力が重要だということは再三今まで、わかってきたのですが、お金があるからと全てのものが解決するわけでは

ないです。やっぱりそこにはそのお金をどう使うかという、そのための職員の意識と努力が欲しいと思います。

また、どうしてもお金をかけなくても必要なのはやっぱり福祉、それから医療、教育だと思うのです。これだけは、この予算だけはやっぱりきちっと精査して、一律下げるとか、そういう話ではないと思います。根本的にこの町がどうなるかというのは、やっぱり教育にかかっていると思いますので、その辺は今お話ししておきたいと思います。

私からも町民懇談会について一言お話ししていきたいと思っておりますけれども、財政的に大変だ、大変だが余りにも中心的で、何か夢も希望もない、こういうことで子供たちに将来を託せるのか、その辺はすごくありました。やっぱり人を育てるということは、この町が持続する上では一番重要なことになると思いますので、暮らしをつくる、生き抜いていく、つながる力をつけられる教育のあり方をもう少し町全体で考えていかなければならないと思います。できればきょうお話しした山村留学等、一歩でも前進していければと思いますので、これについては十分検討をお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

ここで2時30分まで休憩をいたします。

午後 2時17分 休 憩

午後 2時30分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順4番、高橋和子君の質問を許します。

高橋和子君。

4 番 高橋和子でございます。きょうの最後の質問者でございますので、もうちょっとご協力をよろしくお願いいたします。これぐらいまで来ると、何となくやれやれというような気もす

るのではないかなと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

私の一般質問通告は、老人医療費助成制度についてと国保税における子供の均等割の減免についての2項目でございます。順番が医療制度、先になっていますが、逆に国保税の子供の均等割減免のほうを先にしたいと思いますが、いいでしょうか。そのようにさせていただければありがたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

この子供の均等割の減免、6月議会で質問いたしました。そのときのご答弁では、減免対象の子供は60人で、均等割総額は111万2,800円だということでした。しかしながら、広域化して間もないので、二、三年経過を見たいと、そういうご答弁でありましたけれども、いろいろ考えてみますと国保税は大きな負担としてかかっておりますし、6月にも申し上げましたように、子供の数が多ければ多いほど若い世代に対しては負担が大きい、子供は余り産まないほうが楽だという方向に行くような、そういう税金の制度になっておりますので、このように総額を出していただきますと、基金から取り崩してもこの対応は今後とも引き続いてやれる制度になるのではないかと思いますので、ぜひとも今回はご検討をお願いしたいと思いますので、6月からの引き続きで申しわけないですが、ご答弁をお願いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんから国保税における均等割減免についての質問でございました。担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、基金についてですけれども、これまで繰越金を一定程度確保して翌年度の国保運営に充ててきましたけれども、平成30年度の決算では繰越金を大幅に圧縮して基金に積んだため、

基金の総額が大きくなったものであります。今年度は、既に基金から3,000万円を取り崩して運営している現状にあります。医療費の動向等にもよりますが、仮に毎年3,000万円を取り崩した場合は10年で基金がなくなるというふうな計算にもなります。

今後県から示される市町村標準保険料率に合わせた国保税の確保及び想定される基金の取り崩しの推移を推測し、広域化前に町が保険者として運営してきた期間の前期高齢者交付金の精算による納付金額に対して大きな影響がなくなり、また県の運営方針が見直される令和3年度を想定した税率改正と国保税軽減対策に対しての基金の運用について検討していきたいと考えております。

議長 高橋和子君。

4番 ずっと国保会計は黒字で来ておりますが、3,000万円取り崩したということで、今後とも3,000万円を取り崩さなければならない状況なのかどうか、その辺をお聞かせください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それは医療費の動向などによりますので、今ここでずっとこのままで行くというのはそれはわかりませんが、いずれ今年度は3,000万円を取り崩した事実がありますので、そういうことがないとも限らないということで、そういうことは一応考えながらやっていかなければならないと思っています。

議長 高橋和子君。

4番 引き続きご検討をお願いしたいのですが、子供はそれほど多くふえていくような状況ではないと思うのです。しかしながら、子育て世代を応援しながら若い世代にも定着してもらうということであれば、いろいろな場面で子育て支援の対策は練らなければならないと思うのです。

それで、国保会計というのは、本当は1年度きりの会計でありまして、それをいろいろな行政上の心配があつて積み重ねていくということになっているのですが、今3,000万円取り崩し

たという話でございますけれども、30年度で見ますと、ふだんは5%以上ためればよいというふうな方針の中で、岩手県内で一番率としては高く、67.07%の割合でため込んでいるということであります。そして、金ケ崎が2番目なのですが、2番目の金ケ崎でも32.4%なのです。あと、以下ずっとそれぞれ低い形でため込みの率の一覧表があるわけですが、その年度年度のところで医療を確保させていくと同時に、高過ぎる国保税の軽減というのはやはり考えていってもいいのではないかなと思います。前回6月に出されたように高額なものではないようですので、再度ご検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 基金が何%あればいいかというのは、以前はそういうこともありました、今は特に幾らあればいいというのは、そういうことはなくて、それはなくなっております。

あと先ほど申し上げましたとおり、広域化になる前のさまざまな収支の関係の精算が、来年度結構大きな額で精算がありますので、それが終わりますので、それに合わせて令和3年度に向けて税率改正を行いたい。税率改正につきましても、県から示される納付金の金額が医療、介護とか後期ありますけれども、その辺のバランスが今ちょっと悪くなっておりますので、その辺のバランスを調整することにあわせて、均等割の額もどの程度にするかということも含めて税率改正に向けて考えていきたいと思っております。

議長 高橋和子君。

4番 最後に1つ、心配なのでお伺いしておきたいのですが、税額を県で決めていくときに、町は基金があるから、余力があるからということで高額にされるというふうなことは心配ないですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それはないというふうに思ってお

ります。それはありません。

議長 高橋和子君。

4番 ないというのがわかるのですね。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 市町村の基金については、県のほうでも広域になったからということで、市町村の基金について、使い方については特に県のほうからというか、市町村で使えるということですので、このことについては特に広域だからということは何も言われておりませんので、大丈夫だと思っております。

議長 高橋和子君。

4番 それではそういうことで、後でまた動きが見え次第ご検討いただくということにして、念頭に入れておいていただきたいなと思います。

それでは、この件は終わりました、老人医療費の助成制度のほうでご質問をさせていただきます。通告のとおり順次質問していきたいと思っておりますので、①のところでは本案件を西和賀町健康づくり推進協議会に諮問したということですが、その経緯について、また諮問書の内容について具体的にお伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

老人医療費助成制度につきましては、合併前の沢内村の制度を一部修正し、合併後の西和賀町に引き継ぐことを合併協議会で確認しました。その内容について対象年齢を65歳以上としていますが、歯科に関しては老人保健受給者とその後国の制度改正により老人保健対象年齢が段階的に引き上げられ、平成18年からは75歳になりました。

なお、一部負担を導入し、自己負担限度額を外来1,500円、入院5,000円としました。

医療費の給付方式については、2つの方式があります。限度額を超える部分を医療機関でそのまま受給できる現物給付と、後日患者が自治体に申請する償還払いです。町の直診施設である沢内病院は現物給付、民間開業医等において

は償還払い方式とすることとなりました。そして、医療費助成制度の運用に当たって、その必要な事項については合併時までに定めることとし、合併後3年以内に給付や財政負担の状況、地域医療の状況を考慮し、内容について再検討するとしておりましたが、合併して今日に至るまで制度改正は行っておりません。

このような中、平成29年12月に町内医療機関から歯科給付の対象年齢拡大及び給付方式の統一化について要望を受けました。あわせて合併から今日まで高齢化の進行や医療費制度の改正、医療環境などの社会情勢の変化、今後の財政状況の見通しなどから、制度を維持するためには見直しが避けられない状況となっており、町では平成31年3月に改正された第2回健康づくり推進協議会で高齢者医療費施策のあり方について審議したところです。

協議では、給付基準、給付方式、対象年齢の3点について議論され、専門部会を設置して協議することとし、その結果を9月に開催した第3回健康づくり推進協議会で審議していただき、その方向性についてまとめたものです。健康づくり推進協議会は、健康づくり推進条例に基づき設置しているところですが、地域保健調査会のように諮問機関ではないことから諮問書に当たるものはございません。

議長 高橋和子君。

4番 そうしますと、どういう方向にしていたかというような感じのお願いだったのでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町だけで決めるわけにはいきませんので、住民の方の審議機関がありますので、そこに議題として提案をして、いろいろと委員の方からご検討していただくと。その際に、健康づくり推進協議会では歴史のある重い制度なので、1回だけの会議ではなかなかやっぱり結論を出せないということで、専門部会をつくって、そこでもんでもらうということで、そのも

んでもらった結果を次の健康づくり推進協議会で報告していただき、健康づくり推進協議会でそれをもとにして健康づくり推進協議会としての意見としてまとめたというものでございます。

議長 高橋和子君。

4番 健康づくり推進協議会の中にまた専門部会をつくってということですか。その専門部会という方々は、どういう方々でしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 医師の方と、あとは町民代表2人おられますが、その町民代表の方お二人、あとは学識経験者ということで、全部で4名です。あとは事務局ということになります。

議長 高橋和子君。

4番 それでは、次は年齢基準の議論はどのようなものがあったのでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町では、年齢基準を次のようにしたいと考えております。受益者の対象年齢につきましては、現在医科が65歳以上となっておりますが、平均寿命の延びなどに伴い、これを70歳以上にしたいとするものです。

一方、歯科は現在75歳以上となっておりますが、健康づくりの観点、また医科との不均衡を是正するため、これを70歳以上に引き下げたいとするものです。具体的には医科を1歳ずつ引き上げ、5年後に70歳以上に、歯科は医科の引き上げと同時に70歳以上に引き下げ、5年間保持し、5年後に医科、歯科とも70歳で統一することとしております。

年齢基準についての議論ですが、次のような意見がありました。「町の財政の中で占める割合がふえてくると対策をとらなければならないので、その点は協力してもらおうということが年齢の引き上げになると思う」、「財政の問題で、70歳に引き上げたときにこれで大丈夫なのか、すぐに破綻するのではないかという議論もあると思う。最初から歯科と同じ75歳まで引き上げるとことを念頭に置く必要もあるのではな

いか」、「後期高齢者の自己負担は、将来的に1割から2割になるだろう。その場合は、制度そのものの存続の危機になると思う。当面は、年齢を75歳まで持っていくことと、あとは自己負担の引き上げを併用していく必要があると思う」、「議論の中では、非課税世帯からも負担をいただくという案も出されましたが、今は年齢を上げるだけで、そこまではしないほうがいいと思う」というような意見がありました。

議長 高橋和子君。

4番 財政面から皆さんがご心配になって、年齢は70歳まで、あるいは70だって大変だろうから75歳までというふうな方向の話し合いだったということですね。

それではその次に、給付方式についてはどのような課題があるのでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 現物給付にそろえるには、システム改修等の費用負担が発生、国庫補助金のペナルティーの増などの課題があることから、健康づくり推進協議会では給付方式を償還払い方式に統一すべきとの意見となり、町としてもその方向で進めたいと考えております。

議長 高橋和子君。

4番 いただいた書類の中に、給付方式が違っていると困るというふうなことで、統一したほうがいいという話も出ているのですが、そのときに給付方式が違っていると困るというのは誰が困ることなのでしょう。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 困るというのは、不公平だということというふうにこちらのほうでは受けとめておりました。

(どのようにの声)

健康福祉課長 要するに同じ制度でありながら、一方は現物給付、一方は償還ということで、そこはやっぱり公平ではないというふうなことで、そういうことというふうにこちらでは捉えておりましたけれども。

議長 高橋和子君。

4番 不公平だというのは、民間の医療機関のほうから出ているのかなと思います。だとすれば、どのように不公平なのか、誰にとって不公平なのか、その辺どうなのですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 償還払いをやっている開業医の先生方からすれば、やっぱり不公平だというふうなことだと思います。

議長 高橋和子君。

4番 察するに現物給付だとかかりやすいわけです、町民が。そうすると、かかりやすい医療機関に行くから不公平なのかなと私は思うのですが、そういうことではないのですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 仰せのとおりだと思います。

議長 高橋和子君。

4番 しかしながら……いいです、これはおいておきましょう。

その次に、4番目、以前にも現物給付のペナルティーをお伺いしました。現在はどれぐらいになっているのか。どのような指導があったり、金額的にどうでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 現物給付を行った場合は、医療機関への受診が容易になるということで多受診につながることから、結果として医療費の増加が想定されるのでペナルティーが科せられるというふうにこちらでは受けとめておりますけれども、町内の全医療機関を現物給付とした場合のペナルティーの額は、年間で約231万円になるというふうに捉えております。

議長 高橋和子君。

4番 231万円ですね。わかりました。

その次に、5番目の今後どのような日程、見直しの日程はどのようにされていくのかお伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今後は、十分な周知期間を確保し

た上で条例を制定し、施行していきたいと考えております。

また、施行から5年後に年齢基準が統一された際、町の財政状況、人口構成等を再検証し、制度のあり方について健康づくり推進協議会の中で継続して協議していきたいと考えております。このほか国の制度改正等により事業に影響が出る場合においても、健康づくり推進協議会で協議をしたいと考えております。

議長 高橋和子君。

4番 十分周知というのは、どのようなことをするのか。

それから、条例というのはいつどのように出されるのか。施行がいつなのか、そういうふうなのを時間を追ってお願いします。

議長 細井町長。

町長 今検討いただいた内容について、今回懇談会で提案して説明させていただきました。それでは住民全体に対して不十分ということがありますので、今後も引き続きいろいろな方法を使いながら内容について周知をしてまいりたいというふうに思います。

これについては、条例改正等の提案も議会に必要ということもありまして、当初は来年度4月1日から早々と考えていましたけれども、日程的にはちょっと無理があるかなというふうに思っていますので、再度検討して周知期間をとった上で提案してまいりたいと思います。

議長 高橋和子君。

4番 わかりました。

その次に、6番目の町政懇談会での町民の受けとめ方、この件に関していかがだったでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町政懇談会では、次のような意見などがありました。「住民にとっては、現物給付のほうがありがたいと思います。償還払いにすると給付申請に手間がかかる」、「5年かけて対象年齢1歳ずつ引き上げるのではなく、2歳

刻みなど受益者側の負担軽減を考えてほしい」、「現物給付によるペナルティーはあるのか」、「制度改正による財政効果は幾らか」などでした。年齢を引き上げることに明確に反対する発言はなかったというふうに受けとめております。

制度が始まった昭和35年の高齢化率が約5%でしたが、現在50%近くになっておりまして、時代背景の相違や若い世代に負担をかけていることから制度を見直したいとの説明に対しまして、一定のご理解をいただいたものと受けとめております。

議長 高橋和子君。

4番 反対がなかったということですね。今みたいな余りたくさん意見が出なかったのではないですか、どうですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 意見といえますか、それぞれの会場で意見のない会場もありましたし、あった会場もありましたけれども、まずいずれいただいた中の意見としてはこういうのがあったということでございます。

議長 高橋和子君。

4番 よくわかりました。

それで、ちょっと戻るようで申しわけないですが、健康づくり推進協議会で審議をしていたら、そのために資料はどのような資料を出されましたか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 現物給付と償還払いにした場合のメリット、デメリットといえますか、そういうふうな事務局のほうでまとめたものの資料ですか、あとは老人医療費の年齢区分ごとの医療費の状況、あとは……年齢ごとの受給対象者、医療費、あと一部負担額とかそういうふうなもの資料、あとは町の町税や交付税の一般財源に占める老人医療費の額の割合とか、そういうふうな資料を提供して協議していただきました。

議長 高橋和子君。

4番 同じ資料をいただけるでしょうか、後で。



議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 後でというのは……

(後での声)

健康福祉課長 わかりました。

議長 高橋和子君。

4番 今のご説明でよくわからないのですが、ちなみに65歳から69歳までの医療費助成の金額はどのようにご説明されたのでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今この資料には1カ月分の診療報酬のデータをやっていて、これは推計したりなんかして出すのですけれども、ここにはちょっと1カ月分の診療の細かいデータありますけれども、全体のはちょっと、今そここのところはありまして、これを1年分というふうな形で推計いたしました。

議長 高橋和子君。

4番 そういう質問はありませんでしたか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 そういう資料のこと、今のようなことについては特に質問はありませんでした。今のような資料を出して、特に質問とかはありませんでした。

議長 高橋和子君。

4番 懇談会で質問あったようですが、制度改正してどれくらい浮くのかというのは、これ65歳から69歳のここがネックなので、これが論じられないといいのだから悪いのだからわからない。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 まず、5年後に制度は70歳以上に統一されたときに、年間で大体700万円ほどの効果があるというふうに試算しております。

議長 高橋和子君。

4番 今のちょっとよくわからない。5年後の1年間のこの年代の金額がということ。説明して。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 1年ずつ上げていきますよね。5年後でちゃんと統一化されると。その時点で財

政的に大体700万円ほどの……

(歯科の声)

健康福祉課長 歯科も含めて700万円ほどの効果があるというふうに試算しております。

(歯科はの声)

(プラス・マイナスはの声)

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 医科は下がっていくし、歯科はふえていきますよね。それ終わって統一された70歳のときで740万円ほどの効果があるというふうに捉えています。

議長 高橋和子君。

4番 幾らでも効果はあればいいと思います。しかし、これ大丈夫かな。それほど心配することはないのかもしれませんが、年齢上げると現物給付ではなくなるということで、受けにくくなるというふうなこともあるいは心配される部分があります。これは、医療の抑制につながるというふうなことは、ドクター、先生方からは出てこなかったでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 沢内病院で現物給付をやっておりますけれども、沢内病院もすみれ薬局がもう既にありまして、院外処方箋になっていまして、そういうことでは病院の先生方もそれほど影響はないのではないかというふうなお話をいただいております。

議長 高橋和子君。

4番 所得の少ない方に対しては配慮をするという町の方針のようですから、その部分はかなりそれぞれのお財布の中身が足りなくても医療にかかれるのだという昔の考え方は今は通用しないのか、心配は不要であれば、それはこしたことはないですが、年齢の引き上げというものが住民に与える影響、大それた影響ではないと思います。これは、住民もなれているのです。国が年寄りには医療費がかかるということを長い間言ってきましたから、年寄りは早く死ねばいいのだみたいな。これは国の制度ですよ、町

の制度ではありません。そういうことがあった、そういう中で、これは60歳代だからまだいいのですけれども、やはりマイナスのイメージを持ちかねないのです。そうすると、町政へのマイナスイメージがいくのではないかなと思います。

それとはまた別に私の認識ですが、60代の人々の医療費の助成制度、昔は無料化でしたけれども、これが非常に大事だと思ってきたわけです。今平均寿命が延びたからという話があります。しかし、ただ医療の技術が高まっただけではなく、やはり医療にかかりやすい制度があつてこそだと思ふのです。そういったことが受けやすい、60代が病院に足を運ぶということが今現在どのようになっているのか、ちょっとわかりませんが、65歳代が非常にかかりやすい形で現物給付であり医療助成制度があるということで、かかりやすいということは、予防活動はいろいろやるわけですが、みずから病院に足を運ぶということ、これが助成制度、昔は無料化、その大きな力だったわけです。これが非常に大事だと思つてきました。

ですから、私としては60代のうちに予防と早期発見、早期治療をきちっとやる、そして70代に入ってもらって元気を續けて、80代、90代を要介護なしに生き抜く、私そういうスケジュールを町が投げ捨てないでほしいと思ふのです。幾ら平均寿命が延びたって人の体の老化というのは、やっぱり60代は非常に狭間になるわけです。だから、そのときに医療にかかりやすくして、みずから健康に向かつて、健幸ポイントもあるわけですから健康管理に向かうと、そういうイメージでやってほしいなと思つておりましたが、いかがでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今回の医療費制度の年齢を引き上げるに際して、人間ドックの対象の年齢も引き上げたいというふうを考えておりますので、そういうことです。

あとは、先ほど低所得者ということがありま

したけれども、引き続き非課税世帯については負担をいただかないということは、そこは変更ありません。

あとは、福祉医療資金貸付制度を老人医療費にも使えるようにしまして、低所得者の方には基金を使って利用できるように、その辺も配慮したいと考えております。

(人間ドック、何歳までできるのの声)

健康福祉課長 人間ドックは、今70歳にすることで、69歳までの対象にしたいというふうを考えております。

(助成制度の声)

(70歳までの声)

健康福祉課長 69歳まで。70歳以上から対象に…

(今現在はの声)

健康福祉課長 現在は64歳までですが、これが70歳までに助成制度を引き上げた場合には69歳までにドックの年齢を拡大したいと考えております。

議長 高橋和子君。

4番 いずれ健診も大事です。これは、通知を出して来てもらいますよね。できるだけたくさんの方に受けてもらって、自分の健康を自分できちっと把握してもらおうということが健康への第一歩です。

しかし、私がこだわるのは、とにかく早目に病院に足を運ぶということなのです。それは自分から行くのです、病院には。健診は勧められるし、衛生教育も通知をもらったり、いろんな機会をつくってもらって参加するということですが、病院の受診というのは自分が行くのです。自覚がないと行けないです。だから、衛生教育でそういった自覚を高めておくということは欠かせないことでありますけれども、60代が少し痛いとか、少し熱っぽいとか、少し苦しいとか、少し目まいするとか、そういったときに病院を受診しやすい、いや、ちょっと我慢しておけというふうにならずに、これは大きな病気の

一歩かもしれないのです。高齢者の多い町ですから、60代が特にそういったことで医療に足を運びやすくするということが、非常に大事ななと思います。早期受診、そういうことを十分に考えていただきたいなと思います。

それで、ちょっと昔の話をしますと、改めて心していただきたいのは、今までお伺いしているところでは住民からそうやってほしいということではないということですよ。行政が行政の方向として必要だからこういうことをやるということで、住民のほとんどの方はまだわかりません。これから周知するとおっしゃっていますから、十分に周知してもらいたいと思うのですが、行政が考えるときに財政が前面に立ち過ぎるのもよくないと思うのです。昔、何で老人医療費無料化をやれたかというのは、それは首長の意思なのです。昔と今は全然違うということは十分わかって言っていることです。また、私自身が古い人間だから、すぐ昔のことを言うと思うかもしれませんが、物事の始まりというのはやはり原点に立ち返るということで大事ななと思うのです。これ始まったときにはどういう状況だったかということ、国保財政も赤字、病院も赤字という中でやっているということです。だから、今財政が先に立ってこの制度を考えるというのは、それだけ寿命も延びたからという理由で成り立つかもしれませんが、住民サイドからどうなのかというのを行政として把握してから始めてもらいたいとは思っているのです。

今町長が、4月1日からはちょっと見送っておくというお話ではございましたけれども、そういうことではなく、もちろんそれはそうです。しかし、住民サイドの健康状態や、そういった生活実態の中からスタートして制度というのはつくられていくべきだということを私は申し上げたいなと思います。必ず昔のまんま制度は続けなければならないということを言っているのではなく、今までのこの時点においても住民の実態、考え方の受けとめ方の実態というのは行

政としても十分つかんでいるとは思いません。ですから、そういったことをこれから心して、住民の暮らしの中でどうなのかということを考えながらやっていただきたいなと思っています。

そして、どうしてもこの制度をやらないと次の若い世代に負担がかかるという言葉をよく耳にします。しかし、制度というものは、今若いと思っても、その次の今の若い人たちにも当てはまってくるのですから、住民にとっていい制度をつくっておくというのは町としての責任ではないかなと思いますが、そういったことから考えまして町長はどのように受けとめていただけるでしょうか。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんのほうから住民サイドの立場、視点から見たこの制度に対する思いというのを語っていただいたのかなと思いますし、そのとおりだというふうに思います。

この事業の経緯に関しましては、それこそ昭和30年代ですか、旧沢内村から立ち上がった制度でございます。課長のほうから話もありましたけれども、当時の高齢化率が5%、現在50%という社会情勢もございます。それから、財政、財政ということだけではないというふうにおっしゃいますし、けさからそうですけれども、そのとおりだとは思いますが。ただ、行政は財政という懐があって、その中で執行していかなければならないという責任を持っているわけですから、それが立ち行かなければ何にもできなくなるということは大前提として、いろんな配分はありますけれども、責任ある執行をしなければならぬというふうに考えます。

この制度について、合併協議のときには一番大きな課題だったというふうに認識しております。旧沢内村さんのほうの委員さんの一番の思いというのですか、合併にかける思いは病院を継続していただきたい、これが最高の我々の願いであるとはっきりと申されました。そして、それを執行していくためには高齢者に対する医

療助成制度については見直しもしなければいけない、それも認めますということをはっきり言っている協議、そして新しい制度の仕組みをつくったというふうに記憶しております。

したがって、その当時、病院というのは経営が大変で、やっぱりその維持、それには経費がかかるということが前提となっているわけです。しかし、合併という手段を得ながら新病院建設ということを粛々と執行してきたと、責任を果たしてきたという思いがあります。

そして、財政の負担も余りならないようであればということで、3年に見直すということ、15年間手をつけずにこれを執行してきたということも、皆さんの努力にもよるとは思いますけれども、ここまで来たわけですが、今これから新たな行政の展開も必要ということで、今その手段に着手したということでもありますので、高齢者の医療を上げるというのは、誰もこれはやりたいと思うことではないけれども、いろいろな社会構造の仕組み、その中で高齢化率の状況なども考えて、若い人たちが負担するということになるわけですから、そこはできる限りの状況を見ながらぎりぎりの選択をせざるを得ないということで、今ご提案をして説明に入っているところでございますので、何とか住民の皆さんにご理解いただくような努力を続けてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 高橋和子君。

4番 ほとんどの町民は、財政が大変ならいいと思うのです。だけれども、それで本当にいいのかということ、これも昔の話で恐縮なのですが、老人保健法が始まる前の昭和56年の国保の統計の中で、当時62市町村あった中で旧沢内村は受診率が1番だったのです。そして、老人の1人当たりの医療費は62番目だったのです。これは、昭和35年から始まった医療費無料化、それと予防活動、それらを全部含めての町民と行政と一体となった取り組みの中での成果

だと思います。ですから、必ずしも財政で考えて年齢を上げるというふうなことで解決つのか、これは十分、慎重に考えるとおっしゃっていますので、またより一層計算されたり、ご検討されたりしてやっていただきたいなと思います。

やはり状況が変わったといっても、高齢者が非常に多いけれども、当時は病気が問題だったのです。今は介護が問題なのです。ですから、それを予防するための早期治療、そして健康指導、そういったことにますます力を入れて、年齢を上げたら上げただけのものになるのか、その辺はきっちり検討されて進めていっていただきたいなと思います。

それで、どこにもない町という言葉が、西和賀町ですよ。そのときに、私は何を指してどこにもない町なのか、ちょっと十分理解していなかったのですが、65歳からの老人の助成制度というのは恐らくどこにもないようなすぐれた町の制度ではないかなと思っているところです。このことを最後に申し上げまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で高橋和子君の一般質問を終結いたします。

これをもって本日の一般質問を終わります。

なお、あすの一般質問は2人を予定していますので、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時22分 散 会